

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和三十三年三月五日(火曜日)午前十一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 高野 一夫君
谷口 弥三郎君
山本 經勝君
早川 慎一君

委員 勝俣 稔君
紅露 みつ君
近藤 鶴代君
榊原 亨君
鈴木 万平君
西岡 ハル君
横山 フク君
大矢 正君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
山下 義信君
田村 文吉君
竹中 恒夫君

國務大臣 松浦 周太郎君
労働大臣 中垣 國男君
厚生政務次官 山口 正義君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省公衆衛生局長 小澤 龍君
厚生省医務局長 森本 潔君
厚生省事務局局長 安田 巖君
厚生省社会局長 高田 浩運君
厚生省児童局長 高田 浩運君

第七部 社会労働委員会會議録第五号 昭和三十三年三月五日【参議院】

厚生省保険局長 高田 正己君
労働大臣官房総務課長 村上 茂利君
労働省労務局長 中西 實君
労働省労働基準局長 百田 正弘君
労働省婦人少年局長 谷野 せつ君
労働省職業安定局長 江下 孝君

常任委員 多田 仁己君
会専門員 安嶋 弥君

説明員 文部省初等中等教育局財務課長 安嶋 弥君

本日の會議に付した案件
○食品衛生法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(第二十五回国会継続)

○社会保険制度に関する調査の件
(昭和三十三年度厚生省関係予算に關する件)

○労働情勢に関する調査の件
(石炭事業に於ける労働争議に關する件)

○労働教育行政の指針に關する件
(委員長(千葉信君) それではただいまから社会労働委員会を開会いたします。)

食品衛生法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案は第二十四国会以来継続審議中のものであります。審議の途中にあります。これから本法律案に対する質疑を行います。なお、厚生大臣は、財外財産補償関

係団体と最終折衝のため、本日は当委員会に出席いたしかねるとの連絡がございました。なお、大臣のかわりに中垣厚生政務次官及び説明員として小谷食品衛生課長が出席中です。御質疑を願います。

○高野一夫君 ただいま委員長からお話の通り、この問題はずいぶん長い期間にわたって継続審議になっておたわけですが、国民の朝晩の食品のことでございますので、質疑の材料は数々あるわけですので、時間をさいて質疑したかったのですけれども、この前の、昨年この問題がかかりました通常国会でも、健康あるいは新医療費体系等の問題について時間がつぶれて、ほとんどこれの審議を続行する余裕がなかったと考えております。臨時国会になったままほかの問題に集中して、これを審議する余裕もなくて、今回久しぶりに初めて上程せられたようなわけでございます。そこで、私としてもこの問題については十分に議を尽くしたいと考えているわけでありまして、私は本日をもって私としての質疑を、きわめて簡単に二、三の点にわたって最後の的な質問を申し上げておきたいと思っております。なお、そのあと各委員から御質疑があるかと思いますが、簡単に申し上げますので、簡単に政府の方から御説明を願いたいと思っております。

は、私はアメリカの例を引きまして、アメリカがベニシリンあるいはオーレオマイシン——オーレオマイシンのとき抗生物質を肉の腐敗を防ぐために使っているやに聞いたので、その点についてお尋ねしたわけです。日本においては幸いにそういう実例はなかったように思いますけれども、そういうものが使われることが飲食物としていいか悪いかという点については、厚生省として研究を願いたい、こういう意味で質問をしたわけなんです。ところが、その後問もなく、厚生省はそういうようなベニシリン、オーレオマイシンのときも食品の新鮮度を保つために使用することは一切まかりならぬと、こういう通牒でございまして、告示でございまして、お出しになっているわけでありまして、ところが、私はそれは非常に早計ではなかったかと実は考えたわけでありまして、非常に私が憂慮するのは、日本の遠洋漁業の点でございまして、御承知の通り、マダゴの漁場がすでにだんだん遠くに行つて、インド洋の中央部から南の方にかけて延長されているそうすると、そのマダゴその他の魚類を持つてくるのに、新鮮さを保つためには冷凍だけではとうていいかない。そこで百万分の五とか、三とかいうことだそうでありまして、オーレオマイシンのときも入れた水をもって冷凍することによって新鮮なる魚類として内地に持つてくる、こういうことを水産界はやっているらしいのであります。

これが厚生省の通牒によって絶対に使用がでないと、こういうことになりますれば、遠洋漁業の発展という意味からいって相当な支障を来たすのじゃないかというところを考へるわけですね。そこで問題は、そういうような抗生物質を使った場合に、マダゴならマダゴの皮から中へしみ込むのかどうか、また、そういうもののなまの肉を食つて弊害があるのかどうかという点について、厚生省が十分研究をされた上で、弊害があるならば禁止をする、弊害がなければ従来通り使つても差しつかえない、こういうふうなふうに告示をされるのが当然の筋道じゃなかったかと思うわけであります。それで、このことについて、厚生省としてどういう経過をたどられたかどうか。また、そういうものを使った食品の弊害という点について、その後研究ができたかどうかという点について、概略でけっこうでございますから、環境衛生部長から御説明を願いたい。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申し上げます。

オーレオマイシンを食品の防腐用等に使用することにつきましては、ただいまお話がございましたように、外国におきましても肉類あるいは野菜等に使用されております。日本におきましてもこの点は数年来、これまで御指摘のございましたように、主として遠洋漁業の製氷——氷の中にこれを使用するといふようなことが行われました。これは鮮度保持の上から、かなりの効果をお

さめておることも事実でございますが、ところが、一方これら抗生物質を使いますことにつきましては、いまだ日本におきましては少くとも確たる研究がなかつた次第でございます。また一方、これが果してマダロその他魚類の皮膚を通して体内に入るものかどうか、まあどの程度入るものかどうかというような点も明らかでございせんでした。一方その当時、昨年でございすが、いろいろ抗生物質によります耐性問題が問題になりました。そこで私もといたしましては、一応結論のないうままにこれを放置することも困難でございまして、さしあたり一応はこの使用を中止いたしました。その中止している間にすみやかに結論を得て何分の措置をとりたいと、かように考えた次第でございまして、従いまして、これまた御指摘のございましたように、一応オレオマイシン等、抗生物質等の使用を禁止いたしました。が、この禁止は、これを使つてはならないというよりも、むしろ目下検討中であるから、その結論が出るまでちょっと待つていただきたいという趣旨でございまして、そこで私もといたしましては、食品衛生調査会にこの問題を諮問いたしました。目下検討を進めておりますが、できるだけこの結果を急ぎまして、その結論に基づきまして、使うものなら使う。しかもその場合に、どの程度なら使つてよろしいかというようなことをはつきりさして参りたい、かような所存でございまして。

○高野一夫君　そこで、現在研究調査中であるとするならば、いつごろ是非の結論が出る見込みであるかどうか。また、この問題をめぐって水産庁方面

と何か連絡折衝があるのでしょうか。また、その辺はどういう事情になつておられますか、それを簡単に聞かせていただきます。

○政府委員(楠本正康君)　結論を急ぎまして、私もこの春以降、夏場の魚類の保存にはぜひ間に合せたいと、かように考えております。

一方、水産庁におきましては、私どもの方にぜひこれは使つてほしいと、これというふうな話でございまして、一応その委員会の中には、水産庁の代表あるいは漁業関係者の代表等も加えまして、総合的な検討をいたしておる次第でございまして。

○高野一夫君　今の問題は、どうぞできるだけ早急に結論が出るようにお骨折り願ひたいと思ひます。

次の問題に移りますが、この改正案の政府の原案には、重要な食品を指定しまして、その食品の製造工場には食品衛生管理者を置くということになつてゐる。そこで食品衛生管理者を置いてます製造面からこれを管理監督しようというものでありましようから、これは非常にけっこうなことと思うのでありますけれども、しからば、政令なら政令で指定をされるというその重要食品の製造品種というふうなものはどういふ範囲を考へておられるか、それをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(楠本正康君)　食品衛生の立場から申しますと、できるだけ多くの食品製造の種類、特に比較的高度の技術を要するものにつぎましてかような職員の配置をいたしたのでございすが、しかし一方、生産工場の規模あるいは実情等にもよりますので、必ずしも十分に私どもの思い通りに配置す

るというふうなことも、これは一方、産業の立場からも考慮しなければならぬので、私もといたしましては、現在のところは、最も高度の技術を要し、しかも危険の伴ひやすい添加物の製造工場は一切これを設置する。また、乳製品等につきましては、これは赤ん坊の主食でもあり、特に一方、その技術内容が次第に複雑になつて参つておりますので、さしあたりこの添加物及び乳製品につきましてかような職員の設置を指定したい、かように考へております。

○高野一夫君　私は、もつと広範囲に厚生省は案を持っておられるのかと思ひましたが、今の話を伺いますと、食品の中でもきつめて部分的のものにすぎない。われわれが朝晩口にするカン詰、冷凍食品、あるいはしょうゆにいたしまして、清涼飲料、酒類にいたしまして、そういう点については何も考へてないといふのであつたか。

たとえば、食肉の加工業、一例をあげますならば、私は絶対にソーセージは食べないことにしているのではありませんが、現在すでに材料が豊富でございまして、純良な牛肉をもつて作るであらうけれども、このソーセージを作る所を見ますと、どうもどうも食べる気がしない。それで一時は牛肉、豚肉、あるいは馬肉はけつてこ

うであります。犬を使つたり、ネコを使つたり、何を使つてもわからぬので、そういうような食肉の加工業、あるいはカン詰にいたしまして、先般も質疑を申し上げた通りに、牛の絵をかいたレタテルを張つて、牛のカン詰としながら、中は馬肉であつたり、鯨肉であつたりするカン詰もなきに

もあらず。それで、そういうふうなものではやはり標示と違ふといふことはかぬのであります。衛生上の建前から、あるいは内容と標示が違ふといふような意味からいきまして、これらの点についても十分私は製造業の管理をする必要がありはしないか、酒類に至つてはおのこでございまして、レタテルにいたしまして、防腐剤にいたしまして、特にその点の監査が必要である。しかも、できたものを一々摘発して、検査して、処分するといふことは、実際問題としてどうも不可能でございまして、その製造元において、酒類の醸造あるいは合成酒類等の製造業についても当然管理が必要なんじゃないか。ジュース類についても、これは原料のくだものからとるものは別にいたしまして、最近のジュースはことに御承知の通り、合成のものである。ああいうふうな色素類、香料類を混ぜて作つて、しかもわれわれは天然のジュースのごとく考へて飲む場合が多いわけでございますが、これらについても管理ということが必要じゃないだろうか。冷凍水産物の製造業に至つても当然必要である。そのほかいろいろなことを考へるわけでございます。それらの点についてはこれを指定をして、その工場には、中小と大企業、いろいろ区別もございしようけれども、一応原則として管理者を置くというところが当然じゃないか、それが今度の食品衛生法の改正の一番のポイントじゃないか、こう私は解釈しておつたわけでありまして、ところが、今の楠本部長のお話では、範囲があまりに狭過ぎる。これではせっかくのこの改正点のポイントが効果を發揮できない

のではないかと、こういうふうにか考へるわけでありまして、どういふふうにお考へになるか、一応伺つてみたい。

○政府委員(楠本正康君)　御指摘の点はまことにごもっともでございまして。しかしながら、当初にお答え申し上げましたように、産業の実態、その規模等から考へまして、困難な点も見受けられますので、関係官庁とも十分相談をいたしまして、折衝の末、とりあえず、先ほどお答えを申し上げました業種に限つたわけでございまして。しかしながら、今後さらに関係各省とも十分に協議を遂げまして、必要なものは逐次管理者を置くように改めて参りたいと存じております。ただ、ただいま御指摘のありましたうちで、たとえば、犬の肉、あるいは牛と称して馬といふようなことは、御指摘の通りで、まことに遺憾に存じておりますが、しかしながら、これらの点は高度の技術を要する、技術的な管理を要するといふよりも、むしろ業者の自主的な良心に待つ点が多いのでございまして、これらの点につきましては、管理者とは別に今後一そう取締りを厳重にいたしますとともに、一方業者の良識、責任に訴へまして、この点を解決して参りたい、かように考へております。

○高野一夫君　中垣政務次官に、この点について大臣のかかりとして何つておきたいと思つておりますが、私は今の環境衛生部長が、これは業者自身の自衛に訴へる、こういうお話でありますけれども、それならば、食品衛生管理者を置くといふことの重要性がばけてしまふと思つております。せっかく管理者を置くというならば、やはり管理者を置いて、諸般の製造、ある

のではなかつたか、こういうふうにか考へるわけでありまして、どういふふうにお考へになるか、一応伺つてみたい。

いは製造の過程、あるいは原料の精選、添加物の精選、そういう点について十分やはり専門的な管理をさせる、こういう建前で行くべきだと思ふ。ところで、今所管各省と相談をしなければならぬ、こういうお話がございしたが、これはおそらく通産省とか、あるいは酒類の大蔵省、あるいはまた、清涼飲料関係の農林省、冷凍水産物等についてもそうでありますが、そういう方面との折衝に相当の難点が予想せられる、こういうことではなからうかと思ふのであります、この点について、厚生省はきぜんたる態度をもってこの食品の指定、その製造取締りの管理に当る、そのために、各省と強い態度をもって折衝に当る御決意があるかどうか、それを伺つておきたい。

○政府委員(中垣男君) 高野さんにお答えいたします。ただいま高野さんから指摘されましたすべての食品の衛生に關して、衛生管理者といったようなものを置く必要がある、この点は私も全く同意であります。ところが、實際問題になつて参りますと、たとえば相当大じかけなびん、カン詰のようなもの、あるいはミルクのようなもの、その他御指摘なされた酒類のようなもの、そういうものにつきましては、その私どもの方で強い態度でやつて参りましても、これは実現できると思ふのであります、非常に小規模でやつてゐるような問題等につきましては、そこに食品衛生管理者を置くというようなことは、實際問題としては大へんな問題がある、かように考えます。ところが、厚生省といたしまして一番大事なこと、できるだけ食料品全体につ

きまして食品衛生管理者を置くという考え方のもとに、ただいま各省との交渉をしておるようでありまして、高野さんの御要望にかないますように努めて努力をして参りたいと思ひます。

○高野一夫君 小工業の場合はどうていむずかしそうにも思ひますけれども、家庭工業式にやるのが一番危険なのでありますから、そこに管理者を置くことがむずかしいならば、保健所の方の取締りを厳重にするというのをあわせ考えられて、できるだけ食品の指定は広範囲にされるように御努力をお願いしたいと思います。

最後に一言、一つお伺いしておきたいと思ふのであります、これは私の新しい改正案に対する考え方であるので、一応厚生省側の御意向を伺つておきたいと思ふ。それは、現在医薬品には薬局方というものがあつて、工業薬品には試薬というものがあつて、それそれ通産省、厚生省を中心にして基準が定められ、あるいは公定書として公布されてゐます。この食品に使うところの添加物につきまして、正確なる基準を設けて、規格を設けて、これを公定書と申しますか、基準書と申しますか、正式のそういう基準書、公定書といううな名目のもとにこれを制定をして、公布して、そうしてこの基準規格に合致したものでなければ食品の添加物として使つてはならぬ。たぐあひの色づけの問題にいたしまして、そのほかの問題にいたしまして、使つてはならぬ、こういうふうなことにするならば、ここでやや、比較的食品の取締りがその基本の点においてできるんじゃないかと、こう思ふわけでありまして、そこで、しかしながら、こ

の公定書の、そういう基準、規格を設けるのは、相当の時間もかかることと思ひますので、できる範囲から順次こうしていけばいいんじゃないかと、こういうふうにも考えられますが、まず第一問として、そういうふうな基準書、公定書といううなものを作成して、それに合致したものをばつて、こういううな考え方、厚生省はどういううな意見をお持ちであるかどうか。これはこの改正案の中にはこの点はなないのであります。そこで環境衛生部長に、この改正案につきましての関連した問題でありますので、一応御意見を伺つておきたいと思ひます。どちらからでもけっこうです。

○政府委員(中垣男君) 食品製造業の薬品添加物等につきまして、普通の医薬品同様に公定書のようなものを作ることににつきましては賛成であります。

○高野一夫君 しかれば、この問題については、また後日この問題を新たに皆さんと御相談することになるかも知れませんけれども、その御意思がはっきりわかりましたので、その点について了承したいと思ひます。

最後に、また希望を付しておきたいのは、私の一番の基本的な考え方、原料、添加物を一緒にしたとして添加物として扱うことはいかぬという考え方をいまだに捨ててない。いかにしても原料、添加物を区別したいのであります、それが、そういうことです、ほとんどこの改正案を根本的に修正しなければならぬので、そのことは今回は私はもはや意見は出さないことにいたしますけれども、現在の食品衛生法による厚生省の考え方のように、ほんとうの添加

物と原料を一緒にいたしますという、大蔵省関係の酒税法、あるいは酒税法施行令とをこするところが出てくるわけでありまして、この辺について、今後いろいろな法律が内容において、解釈においてそこするところになりまして、取締り上も困ることにならうかと思ひますので、将来適当な時期にはこの間の調整もお考えおき願ひたいと、かように考えます。

以上、それだけ希望を申し述べまして、一応私の質問をこれで終りたいと思ひます。

○山下義信君 長い間の懸案の法案であつたのですが、当委員会にも専門家がおいでになりますから、専門的な御検討をしていただけたことと思ひますので、私は常識的な御質問を申し上げてみたいと思つております。今、高野委員から御質問になりましたところの関連質問を一つ先にいたします。食品衛生管理者を置くことは、この改正案の重点の一つなんです。今の御答弁で、私も、食品衛生管理者を置く一部に限られてゐるということ、それは全部に、私は全般的に置くのかと思つたところが、一部に置くのです、第九、九条の二です。そこで、その第十九条の二の法文を見ますと、われわれしうとにはわからぬ、どういう業者者に置くのかというところがわからぬ、今の御答弁では……、こゝろ聞いたのです、私の聞き間違ひですか。楠本環境衛生部長は乳製品のメーカー、その他相当高度の技術を要するところ、その他は、それそれしかりした技術者もおるし、監督者もおるのだ。そういうところは置かぬでもいいのだというふう

に聞えるのです。中垣政務次官は、小さい業者ほど危険なことから、いい加減なことをするのだから、そういうところには置きたいけれども、これは非常に数が多くて、小さい家内工業式のところ、にまで一々置くというのは、少し無理だ、という御答弁である。大きいところにも置かぬ、小さいところにも置かぬというように、両者の御答弁が聞えたのであります、これはどういふところに置くのか、御答弁を統一してもらわなければならぬが、一つこれはわかりやすいように、改正案ではどういふ規模の業者には置くのかというところの種類と基準とを資料にして出して下さい。ここで御答弁していただいてもいいのですが、時間を省略するために、何人以上の従業員を使つており、あるいはどの程度の生産をしておるとか、あるいはどの程度の業者のところに置くのか、種類は法律に書いてありますから、これをわかりやすく、どういふ製品を作るところにこの管理者を置くのか、ということを資料に見せて下さい。それから今の営業所の規模は、これは明確に定めなければならぬ。どの程度のところに置くのかというところは、法律上明らかでない。

それからもう一つは、この食品衛生管理者を置いた業者に対する食品衛生監視員の監視の關係は法律で明確でない。この法律の中に、どこにそれが明記してあるか、指摘してもらひたい。食品衛生管理者を置いて、その者の任務について法律が規定してあれば、その任務に反する場合においては処分もある。そういうものを置いた場

合に、食品衛生監視員はどうするか。
監視しなくてもいいのか、また、監視
をするのかということが、この法律で
明確でない、その点はどうなっておる
のですか。

○政府委員（楠本正康君） 第一点の御指摘につきましては、資料をもって御答弁することといたします。

品営業機関に置きまする衛生管理者は、これは国の補充業務を扱うものではないでございます。食品衛生上におきまする、国の責任を補充する意味ではございませんで、さような營業者に対してしても、營業施設に対しましても、食品衛生監視は当然行われるものでございます。ただその場合に、たとえば事情を聴取するにいたしましたけれども、あるいは内容を検討いたしますにつきましても、責任者がそこにおりますから、総合的に比較的、能率的に監視の実をあげるということは十分期待できますが、そうかといって、食品衛生監視を手を抜いたり、あるいはそれに補充させるという意味には解しておりません。

○山下義信君 それは食品衛生監視員と食品衛生管理者との法律的な、法文上の解釈であつて、運用についての考慮が一つもない、運用についての関係の答弁はない、今のような答弁は聞かなくてもわかつてゐる。食品衛生管理者を置いて、その任務を規定して、そうしてその任務に反した場合の処分もあつて、そうして食品衛生監視員との職務上の関連性、運用についての考慮というものが、あるのかないのかということを聞いているのです。しかも、食品衛生管理者の資格と食品衛生監視

員の資格とは、全く同一なんです。いわゆる食品衛生管理者以上のものを、監視員の資格は要請していませんので。同等のものです。それは法律上のことで、職務権限は違いますけれども、大体同

一のもです。言いかえてみると、大部分は食品衛生監視員のなすべく、大部分は食品衛生管理者に自

発的にやれということが、法律で要請されてある。そこまでやらしておいたならば、端的に言ったら、食品衛生監視員は、もう管理者が置いてあるところにはあまり監視のわずらわしさがなくていいはずなんです、そうでなくちゃ食品衛生管理者を置いた効果は何にもないのです。ですから、言いようは悪いけれども、管理者を置いた営業所、施設については、もう食品衛生監視はしなくてもいいほどにならなければ、置いた価値はない。運用の妙味が、その辺何か法律的に何もないから、当局において、そういう点について、運用の心がまえがあるかどうかと、いうことを聞いているのです。そういったところに運用の妙味があれば、食品衛生管理者を喜んで置く、置いた方がいい

けの効果もある。自分のところだけの効果だけでなくて、食品衛生監視上ののり利便もあるというようなことがなく、ちゃんならぬと思ふ。その点はどうですか。

○政府委員(楠本正康君) 言葉が足らずに、まことに失礼いたしました。が、食品衛生監視の手を抜くとか、そういう趣旨ではございませんので、ただ、今までは、かような高度の技術を要します大きな一つの工場になりますると、責任がさまざま分れておりまして、なかなか全体的に、これを把握す

ることが、食品衛生監視上困難な場合が
 多いためでございます。そこで、
 それぞれの施設に責任者を置きま
 して、その人が、少くとも材料、仕
 入、製造その他検査、あらゆるもの

総合的な責任をもっている、また総合的に把握している、こういう人がおりますれば、食品衛生監視員が参りまし

たときに、その責任者に事情を聞く、あるいは説明を求めるということで、きわめて能率的に、しかも効果のある監視ができるということは言えますので、さような観点からすれば、ただいま先生が御指摘になりましたように、手を抜くという趣旨ではございませんけれども、労を少くして大きな効果を、おさめることが、監視上大きな効果を、おさめることができる、かように考えている次第でございます。従って、今後できるだけそのように運営をはかって参りたい、こう考えております。

○山下義信君　私の質問の關係で必理がございますので、国家警察の担当の國務大臣を一つ御召喚願いたいと思ひます。

○委員長（千葉信君）　承知しました。

○山下義信君 次の質問は、これも本法の改正の重大点ですが、法律で見ますと、第八章の雑則の第二十六条ですと、みんな削っちゃって、つまり国の費用の補助を削った、つまり衛生監督員を設置する費用を国が補助するということをやめました。どうしてやめましたのでしょうか。これは大蔵省がやめたというなら聞えますが、厚生省がやめにするのはどういうわけですか。この費用は要らぬというのですか。大蔵省の方からこういうふうな費用を削るということが、法案が出るん

ならば費用を節約するということがあるかもしれませんが、厚生省の提案の政府案で、この法律で費用の国の負担を規定するものを削ってしまうということはどういうことですか。これは食品衛生行政を

強化することと非常に矛盾したことに思うのですが、これはどうしてこれを置いて悪いのですか。これを置

いておきますと何か弊害があるのですか。私は金がかかるのじやないかと思ひますが、こゝいうふうな国の費用の補助をしてやらなければ、府県は食品衛生監視員というものを置かなくてはならぬとあなたの方から言ひ出したのでしようか。

○政府委員(楠本正康君) 実はこの現行食品衛生法におきましては、国が義務費として二分の一を食品衛生監視員のために要する経費に支出することと規定されておるのが現行法であります。ところが、昭和二十五年以来この補助は打ち切りとなりまして、これが当時の平衡交付金に編入をされておる次第でございます。当局といたしましては、ただいま御指摘のございました

ように、職員を置くにしても地方財政の観点等から補助費がないとなかなか置きにくい、いうらみもございます。のり、たびたびこの点を大蔵省と折衝をいたしまして数年を経過いたしました。ところが、結局今まで、これを法律の規定通り補助金を計上することが困難でございまして、そのために、この条文は過去数年間空文に帰しております。今回の予算に、三十二年度算におきましてももちろんこれは補助金の対象となっております。従いまして、かような空文をとどめておくこと

はかえって誤解を招くおそれもある
と、かように判断いたしました次第でござ
います。いずれにいたしましても、こ
れは過去長年折衝を重ねた問題であり
ますので、その結果一応これでまあげ

りをつけるといふ態度でかような改正をいたしたわけでございます。

○山下義信君 当局の事務的な説明は

聞きましたが、これは重大な政治問題だと思ふのです。政務次官はどうお考えになりますか知りませんが、平衡交付金のあり方というものがどういふことであるかということは自他周知の通りなんです。今、食品衛生行政を強化しようという場合に、これはひもつきの補助金制度に帰してもらわなければならぬことは、これは言うまでもない。今日までこれが空文化しておりまうことは、言いかえるとこれは法律違反です。財政当局の法律違反です。これは補助費に当然呼び戻すべきであつて、厚生省の方から、みづからこれを放棄するということは、せっかく法律で国の費用の補助の、これだけの権利を確保しておいて、この際私はこういうの逆行的な改正は非常に遺憾に思ふの

であります。が、政務次官はどう考えられますか。

○政府委員(中垣國男君) 山下さんに関しましては、その地方財政法ができましたあとからこの法律ができて、そこで前からやっておりますとは死文になっている。そういう関係で、今度この法律を改正することになっていようであります。ところが、ただいま私に政治的な見解に立ての御指摘だったと思いますけれども、これを直接いゆる国の予算でな

もつきにしたものを、そういうような
予算化が必要じゃないかという御質問
に對しましては、私もまだ実は十分よ
くのみ込んでおりませんので、一応こ
れをよく検討してみたいと思ひます。
まことに相済みません。

○山下義信君 この問題は、私は非
常に重大な問題だと思ひます。すべ
て一般的に、厚生行政がやれぬとす
れば財政当局から圧迫を受けておるの
であつて、ことにこういうふうな法律
で補助規定があるにかかわらず、従
來の経緯はともかくもどうあらうと、こ
れをこの改正案によつて抹殺するとい
うことは、ただ単に食品衛生行政の問
題のみならず、ひいては厚生行政全般
に通じて関連する重大な問題であり
ますので、これはぜひ厚生大臣並びに
財政当局、大蔵大臣等の出席を求めて
この問題の解決をいたしたいと思ひま
すから、この点は次回に譲りたいと思
ひます。

それで現在の食品衛生監視員の定員
並びに実際の人員というものは、
どういふふうになつておりますか。

○政府委員(楠本正康君) 現在食品衛
生監視員として働いておられますのは
約四千人でございまして、そのうち、そ
の半分が専従者となつております。従
いまして、専任は二千八人程度、それか
ら実際に職務の形で働いておられる者
を加へますと、約四千八人という数字にな
つております。

○山下義信君 實際は、この食品衛生
監視員の實情は私は非常に不十分なん
じやないかと思ひます。それでこれ
はもう前回も御質疑もあり、問題と
なつたのでありますが、従いまして、
食品衛生のこの監視ということが非常

に弱体化してきておるといふことが年
來の實情なんです。厚生省當局は非常
にいろいろ努力な心配しておられます
が、組織が完備強化しなければ實際は
上らないでしてね。ほんとうを言う
と、食品衛生監視員がこれはいわゆる
身分を何といひますか、あるいは國費
の職員くらいにして、業務を十分強化
していかなければならぬ性質のものだ
と私は思ひます。これは元來昔のこ
とはあまりつまびらかにしませんが、
言うまでもなくこの仕事は從來警察
衛生行政であつた、警察行政の一環で
あつた、それを保健所の制度ができる
と同時に、これを警察行政の中から、
いわゆる衛生行政として、皆厚生省に
移し、保健所業務に移した、言ひかえ
ると、この制度はいわゆる占領行政の
申し送りの制度なんです。當時は警察
行政は、ああいうふうな自治警察も作
りましたから、いろいろな關係から全般
の民主化といふこともありまして、警官
が一々飲食業者にタッチするといふこ
とも、非民主的なので、この制度も非
常にわれわれとしても民主的な制度と
して一応は納得したのであります。しかし、
その移された食品衛生行政といふもの
が、非常に弱体であつて、全国で四千
という、そのうち半数が兼任だとい
う、しかも實際の食品衛生監視員はほ
とんど大半は獣医さんが多くて、それ
でただ屠殺場とか、そういう牛肉関
係の仕事をやつておる、一般の食
品の衛生監視の仕事はしておらないと
いふ、手が回りかねるというよりは、
してないかと思ひます。これは私は承
わつてゐる、これはあるいは私の説は
逆行するかしらぬけれども、私は警察
担当の國務大臣を呼んで所信を質して

みたいと思ひます。食品衛生監視とい
うのは、もう警察行政です。これは取
締り行政、この法律はほとんど取締
り、全部が取締り、指導も助長も何も
ない、これは全部取締りだ、取締りな
らば、厚生省が取締り行政ができない
ならば、警察行政に移した方が完全無
欠な食品衛生監視ができる、国民生活
は明日からまぐらを高めて寝ること
ができる、法律を作つてもその監視を
する取締りができないといふようなこ
とでは何にもならない、どのような学
問的な言葉を使つても、法律の上で見
るといふと、至れり尽せりの注意が施
してあるけれども、それにそむいたと
いふものはことごとく取締り行政、あ
なたの方で、厚生省でこの食品衛生行
政の実があらなければ私は、九
千万国民生活が非常に日々危害を加へ
られてゐる、この実があらぬといふ
ことになるといふと、この国民生活の
不安を除去するためには、これは今日
津々浦々まで國家警察になつた今日に
おいては、この取締りは警察行政に移
した方が実があらぬのぢやないかと思
ひます。行過ぎかしらぬけれども、そこ
で今食品衛生法を改正して、この法律を
実施していくといふことは食品衛生行
政についての背水の陣だ、私はそう思
つてゐる。これで実があらぬ、次々ま
た非常な不良業者が横行ばつこする
不正品が多い、非常に危険な食品が市
井にはばつこしてくる、集団中毒事件が
続々起きてくる、それによつて犠牲者
が出てくるといふようなことになつた
ら、これはもう厚生省からこの行政は
やめるがよろしい、私はそう思ひます。
それでただ単に、いつも衛生關係の法律案

になりまして、簡単に當委員會
も審議をしていくのであります。今
回に關する限りは、一年以上も、森
永の粉ミルク事件が起きて、そうして
あの數百名の乳児を犠牲にしてしま
います。しかも業者は横行ばつこして
います、ますます繁盛している、実に許
しがたい、その結果、食品衛生法を改正
して、強化しようぢやないかといふの
で、本法が提案をせられて一年有余に
なるのです。數回の國會を継続してき
ておる。私は今度この食品衛生改正案
が成立の上、本法が実施せられて、も
し実績があらぬならば、私はこれ
は考えなくぢやないか、こう思ひます
す。それで、これをよく見るといふ
と、本質は取締り行政だ、そこで私は
食品衛生行政についても一貫性を持た
せなかつたらぬ、たとえば栄養改善
なんといふ仕事も考えてみなければな
らない、これも食品衛生とは別個の行
政システムにあつた方ではなつてお
る、環境衛生部長のものを離れて栄養
行政は別になつておるが、栄養行政、栄
養行政と、中身を割つてみると、食品
衛生の指導行政でなくぢやないか、そ
ういふような食品衛生に對するところ
の食品行政といふか、それに対する一
貫性がなくぢやないか、総合性がなく
ぢやないか、私は思ひます。従つて食品衛
生に對するこれは背水の陣だ、あな
た方も覺悟しなくぢやないかと思ひ
ます。それだけの一つ根本的な検討
を私もいたしたいと思ひますが、そ
う思ひます。

○山下義信君 これは法制局などにま
かして、向うで刑の量定の、今あなた
の言つたバランスのことです。そう
いふふうになつた作つてもいいものを
うのみになさるからというこ

の罰則を改正しましたね、第九章、法
律で言ひますと、第三十条、第三十条
の二、その他ですね、これは何とぞ
罰にしたらどうですか。私は何も懲罰
主義者ぢやありません、罰は輕きを
もつてよしとす。しかしながら、
從來の「三年以下の懲役又は五万円以
下の罰金」以外に、非常に輕いところ
をこしらへたですね、輕度の罰を設け
たですね。そうして第七條の違反ある
いは第九條の違反あるいは第十一條の
違反といふようなものは、罰に輕き罰
に処することにしたですね。どう
して、第三十條のあの「三年以下の懲
役又は五万円以下の罰金」に皆すべて
該当するといふことにしてはどうして
悪いんです。

○政府委員(楠本正康君) 罰則の定め
方は、他の法令あるいは他の罰則等と
の關係で、きつめて慎重を要するとい
うことが建前でございまして、従いまし
て、なるほど標示違反のために相當な
被害を起したような場合も、少くとも
食品衛生法におきましては最高罰則
にすべきものであるといふことは、一
応私も納得できますが、しかしなが
ら、標示違反といふような性格のもの
になりますと、これは他の法令との
關係等もございまして、やはりそこに
均衡と申しましようか、國としての刑
法規定の關係等もございまして、さよ
うな観点からかようなことを、最も合
理的な罰則規定だと、かように考へて
おる次第でございまして。

○山下義信君 實際は、この食品衛生
監視員の實情は私は非常に不十分なん
じやないかと思ひます。それでこれ
はもう前回も御質疑もあり、問題と
なつたのでありますが、従いまして、
食品衛生のこの監視ということが非常

に弱体化してきておるといふことが年
來の實情なんです。厚生省當局は非常
にいろいろ努力な心配しておられます
が、組織が完備強化しなければ實際は
上らないでしてね。ほんとうを言う
と、食品衛生監視員がこれはいわゆる
身分を何といひますか、あるいは國費
の職員くらいにして、業務を十分強化
していかなければならぬ性質のものだ
と私は思ひます。これは元來昔のこ
とはあまりつまびらかにしませんが、
言うまでもなくこの仕事は從來警察
衛生行政であつた、警察行政の一環で
あつた、それを保健所の制度ができる
と同時に、これを警察行政の中から、
いわゆる衛生行政として、皆厚生省に
移し、保健所業務に移した、言ひかえ
ると、この制度はいわゆる占領行政の
申し送りの制度なんです。當時は警察
行政は、ああいうふうな自治警察も作
りましたから、いろいろな關係から全般
の民主化といふこともありまして、警官
が一々飲食業者にタッチするといふこ
とも、非民主的なので、この制度も非
常にわれわれとしても民主的な制度と
して一応は納得したのであります。しかし、
その移された食品衛生行政といふもの
が、非常に弱体であつて、全国で四千
という、そのうち半数が兼任だとい
う、しかも實際の食品衛生監視員はほ
とんど大半は獣医さんが多くて、それ
でただ屠殺場とか、そういう牛肉関
係の仕事をやつておる、一般の食
品の衛生監視の仕事はしておらないと
いふ、手が回りかねるというよりは、
してないかと思ひます。これは私は承
わつてゐる、これはあるいは私の説は
逆行するかしらぬけれども、私は警察
担当の國務大臣を呼んで所信を質して

みたいと思ひます。食品衛生監視とい
うのは、もう警察行政です。これは取
締り行政、この法律はほとんど取締
り、全部が取締り、指導も助長も何も
ない、これは全部取締りだ、取締りな
らば、厚生省が取締り行政ができない
ならば、警察行政に移した方が完全無
欠な食品衛生監視ができる、国民生活
は明日からまぐらを高めて寝ること
ができる、法律を作つてもその監視を
する取締りができないといふようなこ
とでは何にもならない、どのような学
問的な言葉を使つても、法律の上で見
るといふと、至れり尽せりの注意が施
してあるけれども、それにそむいたと
いふものはことごとく取締り行政、あ
なたの方で、厚生省でこの食品衛生行
政の実があらなければ私は、九
千万国民生活が非常に日々危害を加へ
られてゐる、この実があらぬといふ
ことになるといふと、この国民生活の
不安を除去するためには、これは今日
津々浦々まで國家警察になつた今日に
おいては、この取締りは警察行政に移
した方が実があらぬのぢやないかと思
ひます。行過ぎかしらぬけれども、そこ
で今食品衛生法を改正して、この法律を
実施していくといふことは食品衛生行
政についての背水の陣だ、私はそう思
つてゐる。これで実があらぬ、次々ま
た非常な不良業者が横行ばつこする
不正品が多い、非常に危険な食品が市
井にはばつこしてくる、集団中毒事件が
続々起きてくる、それによつて犠牲者
が出てくるといふようなことになつた
ら、これはもう厚生省からこの行政は
やめるがよろしい、私はそう思ひます。
それでただ単に、いつも衛生關係の法律案

になりまして、簡単に當委員會
も審議をしていくのであります。今
回に關する限りは、一年以上も、森
永の粉ミルク事件が起きて、そうして
あの數百名の乳児を犠牲にしてしま
います。しかも業者は横行ばつこして
います、ますます繁盛している、実に許
しがたい、その結果、食品衛生法を改正
して、強化しようぢやないかといふの
で、本法が提案をせられて一年有余に
なるのです。數回の國會を継続してき
ておる。私は今度この食品衛生改正案
が成立の上、本法が実施せられて、も
し実績があらぬならば、私はこれ
は考えなくぢやないか、こう思ひます
す。それで、これをよく見るといふ
と、本質は取締り行政だ、そこで私は
食品衛生行政についても一貫性を持た
せなかつたらぬ、たとえば栄養改善
なんといふ仕事も考えてみなければな
らない、これも食品衛生とは別個の行
政システムにあつた方ではなつてお
る、環境衛生部長のものを離れて栄養
行政は別になつておるが、栄養行政、栄
養行政と、中身を割つてみると、食品
衛生の指導行政でなくぢやないか、そ
ういふような食品衛生に對するところ
の食品行政といふか、それに対する一
貫性がなくぢやないか、総合性がなく
ぢやないか、私は思ひます。従つて食品衛
生に對するこれは背水の陣だ、あな
た方も覺悟しなくぢやないかと思ひ
ます。それだけの一つ根本的な検討
を私もいたしたいと思ひますが、そ
う思ひます。

○山下義信君 これは法制局などにま
かして、向うで刑の量定の、今あなた
の言つたバランスのことです。そう
いふふうになつた作つてもいいものを
うのみになさるからというこ

の罰則を改正しましたね、第九章、法
律で言ひますと、第三十条、第三十条
の二、その他ですね、これは何とぞ
罰にしたらどうですか。私は何も懲罰
主義者ぢやありません、罰は輕きを
もつてよしとす。しかしながら、
從來の「三年以下の懲役又は五万円以
下の罰金」以外に、非常に輕いところ
をこしらへたですね、輕度の罰を設け
たですね。そうして第七條の違反ある
いは第九條の違反あるいは第十一條の
違反といふようなものは、罰に輕き罰
に処することにしたですね。どう
して、第三十條のあの「三年以下の懲
役又は五万円以下の罰金」に皆すべて
該当するといふことにしてはどうして
悪いんです。

おっしゃるのであつて、この食品衛生上民衆に危害を与えるということは殺人罪と同じですよ。私は現在の第三十条の「三年以下の懲役又は五万円以下の罰金」というのは輕過ぎると思うんですよ、實際は。何百人殺したつて三年以下の懲役ですよ。一人殺したら死刑ですよ。ですから、この食品衛生の不良不正品をもつて危害を与えるというこの罪というものは、私は非常に重大だと思うんですよ、その器具や容器等の云々とか、あるいは無許可の營業だというようなことも、本法に違反するようなことは、皆人命に危害を与える罪でありましてですね、本質は。それであなた一年以下だとか、そんな三万円やそこらの罰金、三万というのは一夕の飲食代にしかありませんよ。今日の不正業者というものが、この食品衛生の裏をくぐつて、よいかげんなものを作つて、そうして民衆に非常な危害を与えるなり、暴利をむさぼつておる者は、三万円や五万円の罰金は何とも思つていませんよ。しかも、今日のこの犯罪者は、公開の席で私は言うことを実ははばかりますが、日本人ばかりじゃありませんよ。実に惡質なる國籍不明者が非常に大じけなことをやるでしょう。菓子の營業者であらうと、その他の食品業者であらうと、そういう惡質な、ことに飲料水あるいは酒類というようなものの不正業者というものは、非常に大じけでやつてゐるのですよ。少々あなたがたのデスタ・プランのことではびくともしてゐない。警察が総動員したつてびくともしてゐない。そのなかなか容易に断ちがたいところの大組織をもつて、そして惡質なこの種のことをやつて民衆

に危害を与えておる。罪のない学童の集団中毒、また、最近に起きた教職員の人たちの中毒事件、あるいは各労働者の工場の中毒事件、もう至るところに頻発している。昨年だけでも六万五千五百三十一名の中毒者が出た。うち死亡五百人、三十一年度に。でしやう。——そういうような不正業者に對するとこの取締りをやるのに、こういうような刑の量定というようなもの、私は、私どもはこれは不十分だと思う。これでいいというような答弁を厚生省がなさったのでは、私は納得できなかった。これは罰金刑においても、三万円、今ごろ三万円なんて、不正な飲食物を作って人に危害を加えておいてそれで三万円の罰金、五万円の罰金で済む。そんなことで取締りできるものじゃない。私は重刑主義者じゃございません。しかしながら、この罰則の改正等につきましても不十分であると思ふ。あなたこれで十分であると思ひますか。これで取締りの実が上ると思ひますか。これで不正業者がこの罰則に敬懼すると思ひますか。

○政府委員(楠本正康君) この程度の罰則だけでは問題の解決は困難だと存じます。しかしながら、まあ言葉返すようにでございますけれども、かような業態あるいは食品衛生というような種類のものは、もちろんこの罰則の強化も必要でございますが、同時にやはり協力を得て、良識を持って物の製造に當る、物の取引に當るということが、また一面大事でございますして、従つて、罰則と兩々相待つて初めて取締りの実、あるいは食品の安全の実を期していくべきものだ、かように考えておる次第でございます。

○山下義信君　そうです。その議論が一番正しいのです。しかし、それは業者の協力といいますが、その趣旨がよく徹底して、そうして、なるべく罰は用いざるをもってよしとするのでありますから、あなたの言い分が正しい。しかしながら、そういう実の上らない現状におきましては、この程度の罰則では不十分だという私の議論も正しい。それで、食品衛生関係の今の検査状況は、法律では、法律といいますが、あなたの方の法規では、飲食店は毎月一回検査することになっているのですね。集団の飲食の施設は毎年一回検査することになっていますね。これは行われておりますか。

○政府委員(橋本正康君) 職員の關係、あるいは經費等の關係から、必ずしも規定通りに監視が行われておりませんことは事実でございます。この点ではまことに遺憾でございます。私どもといたしましては、現在ではできるだけ重点的に手を抜いていいところ、手を抜く、やらなきゃならぬところは、大いにやるというような重点的な考慮をもちまして、地方を指導をいたしておる次第でございます。

○山下義徳君 われわれは、法律の
 法文についても検討しなくちゃなりま
 せんが、しかしながら、お互いに政治
 を議論せにやなりませんからね。それ
 で、あなたは、費用については平衡交
 付金の中へ入れちゃって、そうして補
 助金はやめにするというような法律の
 改正である。それで、昭和三十二年
 の予算にはどれだけの予算が組んであ
 るか。三十一年度とどれだけ増額され
 てるか。平衡交付金の中に幾ら入っ
 ておるか。ふえているのか、減ってい

るのか。どういふことになっておりま
すね。

○政府委員(楠本正康君) これは地方交付税の積算基礎で計算をいたしておおりにまして、従つて、一般補助金のような、数量の出し方は、計数の出し方はいまして、三十一年度よりも来年度におきましては、総経費としては若干増加をいたしております。しかしながら、ベース・アップの関係で若干増加をいたしておりますが、職員の員数につきましては、現在かなり欠員があるという建前から、現状というところから職員につきましては、若干減少をいたしております。

○山下義信君　これはね、結局地方交付税交付金の増額は、まあそういうことで、皆さんも御承知でありますから、おわかりになりましたから、私は追及しません。これではしやうがなないんですよ。ですから、食品衛生監視員は実際にはほとんど行われていない。そこで、業者の自覚を促し、営業者の協力を求める。どうやってやりますかね。一つには、この法律の改正によつて食品衛生管理者という者を置かせる。なるべく置かせるようにしてもらいたい。この費用は、政府に何の関係もないから、業者が自発的に大に置くようにしなきゃならぬ。高野委員の私はお説に賛成する。先ほど資料も要求しましたが、資料が作られればその資料がそのままあなたの方の省でも内規になるのですから、できるだけこれを広範に置かせる。これが一つありますね。

それから、法律で今度やるのでありますから、それで一般、一般であります

せん、もともと業者に協力させにやらぬと思うのですね。これは法律の建前で、衛生管理者を置くということ、は、当然の設置義務であります、もつと一つ業者に自覚を促して、そして、あなた方の指令が末端の業者、施設にまでもこれが電波のごとくに伝わるというような、何か組織あります。食品衛生関係者にあなたの方の方の、食品衛生行政に協力させるといふような態勢が何かあります。今ないでしよう。協力させる、協力させるといふでもないでしよう。あります。なけりや、何か構想を持たにやならぬ。何か食品衛生業者を集めて一つの団体を組織するとか、何とかしてそういう運動が行われなきやならぬ。何か食品衛生業者を、この一つの組織をもってこの衛生行政に協力させるといふ態勢についてのお考えが何かあります。

○政府委員(楠本正康君) これはただいままことに御指摘の通りでございます。取り締まるにはおのずから限界がございますが、しかしながら、組合員、同業者同士の間になりますと、どんなにやさしいのでも、たとえますれば、メンチボールの中に大を入れたようなことに、これもこれは業者同士ではお互いに業者の関係もあり、はつきりいたしております。そこで、かような組織をむしろ活用いたしまして、お互いに切磋琢磨する意味で、この自覚を促していくということ、最も合理的な一つの方法であろうと私どもは考えております。従って、かねて食品関係の営業につきましましては、この組合をそれぞれ業界で設置して、講習会あるいはお互いに励まし合う、さらにまた、材料の試験検査等も共同で行うというよう

なことを指導して参っております。若干さような組織も逐次できつつあるわけでございます。今後は、かようなただいまの御指摘もございまして、組織をさらに民主的に強化いたしまして、もっぱらお互いに監視し合つて、自願してよく態勢を整えて参りたいと、かように考えております。

なお、これらは食品衛生に限らず、他の同様の業種にも適用することございまして、さような観点からいろいろ検討をいたしておる次第でございます。

それから一方、もう一つの方法いたしましては、やはり国民一般の大家が食品に對する正しい知識を持ちまして進んで参りますことは、一方この業者を逆に注意させる一つの大きな原因ともなりますので、今後は一方国民に對しまして、食品に關する正しい知識を啓蒙いたしまして、これによつて業者にやいやながらでも協力しなければならぬ態勢を整えていくということも必要かと考えて、目下その方に力を尽しておる次第でございます。

○山下義信君 私の質問はこれで終わりますが、今の国民に大いに注意してもらふ、国民の関心を一方高めるということとはまことにけっこうです。けれども、さうだけれども、実際問題としては、たとえ新聞で読みましたが、主婦の一日衛生監視員ということもいいて、スローガンとしては、けれども実際にございましては、これは学問がなければならぬ鑑別はできません。めくらに名画を鑑別せよと言つても、あなただ、めくらで名画の鑑別はできるものではないとせんよ。やはり衛生学その他の知識がなければ鑑別できませんよ。

食品の中には毒があるかも知れぬから、皆さん主婦は氣をつけて下さいよ、くらいは言えますよ。それはみなわかつておる。だけれどもどこに毒が入つておるのか、このきれいな色をしてるまっかなおしろいのようなものが毒だということまでわかるようにするには、全部主婦に高等教育をしたり、そしてまた、この検査器具を持つて行かなければできませんよ。ですからそれは一応は国民の関心を高め、それについていろいろの知識、認識も深めさせるという宣伝も要りますよ。政治ですから要りますが、今あなたが前段におっしゃつたような業者の自覚をうながす、業者が自発的に不正をしないようにするということを極力やらなければならぬ。これは政治です。ですから、それを何かさういふことをするに於いての組織が要りますよ。それをアドバイスしてはいます。積極的に献策をしてはいます。要らぬことかもしれないが、しかしながら、それを希望せざるを得ない。ですから同業組合が注意するといつても、同業組合の總會に行つて、その席で折衝をもらつて注意をしておつても、あなたそんなことでは通りやしませんよ。多くの食品同業組合は厚生省に直結してない。みな農林省の關係、食糧庁にある。は通産省關係のさういふ経済各省の方にひもが強いのであつて、厚生省のあなたの方の命令一下の同業組合がどこにありますが。ただ榮養關係でさういうものがちようちよある程度でありまして、あるいはあなたの方の食品衛生行政の中に、さういふ業者のいろいろの組織ににらみのきくような組織をお持ちになつておるかどうか知りません

が、ないのだらうと思う。私の言うのは、さういふ食品業者の組合に向つて注意などいろいろするのでもいいでしょうけれども、彼らをあなたの方の配下に一つ團結してみな集めて、さうして食品衛生協會といふようなものでも作つて、さうしてさういふ不正行為を内部でしないように、さうして自発的ににらみ、たとえば証紙であるとか、あるいは検定であるとか、あるいは彼らが自発的にやつて、さうして当局と密接に連絡してやれるような組織を作すべきです。ただし、利権の温床にしろもつちや困りますよ。なかなか手の黒い政治家がおりますからね。さういふ一味徒党の者が厚生大臣などになつて、さういふ利権の温床になり、さういふものゝ斷固として事務当局が排除してもらわなければならぬ。どんな厚生大臣が出て、それでさういふ厚生省なり、あるいはどこかにさういふところはないかとしるじろにらむようなことを許しちやなりませんからね。これは私は、厚生大臣にも警告を適當の機会にしておこうと思つたのですが、厚生省には利権はあります。んぞといふことをさういふ厚生大臣に言っておかなければならぬ。ですから、さういふ組織を作るとさういふに何かうまいものがないかと着目してはいけませんから、さういふことでなしに、あなたの方で食品衛生關係の一つ強力な団体を作つてさういふ程度食品衛生行政に協力させるということをやする氣があるかないかということを一ツ事務次官、あなたから約束してもらいたい。

○政府委員(中垣國男君) 山下さんにお答えいたします。同じような種目の業者が集まりまして、さうして食品衛生協會といふようなものを作り、これを厚生省としましては努めて保健所あたりから指導をせまして、さうしてさういふ盛り上つてくる力と一緒にしてさういふ団体を作つて、さうしてさういふ御要望のような目的が遂げられるように、さういふ努力をいたして参りたいと思ひます。

○山下義信君 警察担当の國務大臣への質問を留保いたしました。一応私の質問を終わります。

○委員長(千葉信君) この際、山下委員に申し上げておきますが、大久保國務大臣は衆議院の内閣委員会に出席中でございます。それが終了しましたらばこちらの方へ出席するという當初の連絡がございまして、ただいま連絡の結果、風邪のために内閣委員会を終了後帰宅されたさうでございます。次同にあらためて当委員会に國務大臣の出席を要求したいと思ひます。

○山下義信君 了承しました。

○木下友敬君 この改正案を見ておりますと、今、山下議員の指摘しましたように、取締りということが一つのおもな点にもなつておる。けれども、第八章罰則を全部取つてしまつたというやうなことからみましますと、また、業者の自主的な面に非常に依存しているといふやうな氣がするものであります。特にこの食品衛生管理者といふやうなものに非常に重点があるように思つたのでございまして、この管理者について少し簡単な質問をしたいと思ひますが、現在厚生大臣の指定した食品衛生管理

者の養成施設といふやうなものは、これはどの程度の仕事をし、どういふやうな養成をされておるかということは何だと思ひます。というのは、これが第一には、医師、薬剤師または獣医師といふのがでんとすわつておまして、それに相對して養成施設で養成された者が同等の資格を得るということですから、相當な教育が行われていふと思ひます。その内容について……

○政府委員(楠本正康君) 厚生大臣の指定する養成施設といたしまして私どもが考えております点は公衆衛生院でございます。ここならば相當の専門家が指導しておりますので、これを考へておる次第でございます。なお一方では、医師、薬剤師等の資格者を定め、一方何の資格もない、單に厚生大臣の指定する養成施設を経た者をも包含いたしましては、やはり現在すでに相當な、學校は出ておられませんけれども、資格は持つておられます。相當の経験を持つた者もおります。また一方、現在多數にこれを配置いたしますと、まづ、やはりあまり一方に偏しますと、確保等にも事欠くという考へ方から、實力主義でさういふ制度とならぬ制度を考へた次第でございます。

○木下友敬君 そうしますと、養成施設といふのは現在まだないわけなんです、これから作るわけでしょう。

○政府委員(楠本正康君) 国立公衆衛生院はすでにございまして、現在でも地方衛生職員といふいろいろの訓練を実施いたしております。従つて、そこで訓練をした者は今回この資格のうちに加

えていこうというのが考え方でござい
ます。

○木下友敬君 国立の養成になること
はわかりますけれども、それじゃそこ
でどんなことを教えますか。

○政府委員(楠本正康君) 現在、公衆
衛生院におきましてはいろいろの科に
分れて、それぞれ専門的な立場から
地方衛生当局を訓練いたしておる次
第でございす。ほとんど地方衛生職
員のすべてを網羅したそれぞれの専門
コースができておりました。今でも十二
程度の専門コースができておる。そこ
で一々その専門に即しましたし、行政
を中心にした技術的な訓練を中心と
して教育を実施しておる次第でござい
ます。

○木下友敬君 その食品衛生管理者
に、特に教えていこうという科目をあ
げて下さい。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申
し上げますが、現在考えております点
は、公衆衛生概論、衛生行政の組織及
び法規、それから食品衛生概論、環境
衛生概論、乳肉衛生概論、上下水道行
政概論、伝染病予防行政、寄生虫予防
行政、栄養行政概論、衛生統計、細菌
免疫学、伝染病学、寄生虫病学、上下
水道、汚物処理、ネズミ及び昆虫の駆
除、建築衛生、それからさらに専門的
になりまして、食品衛生監視、食品の
生産加工、食品衛生検査、化学性食中
毒及び細菌性食中毒と食中毒の疫学、
それから食品の保存、食用色素論、器
具包装論、それから従業員の衛生管
理、さらにそのほか臨地訓練、実習等
を見込んでおります。

○木下友敬君 非常に広範でございま
して、今のようなことは、この第一に

「医師、薬剤師又は獣医師」とあります
が、医師、獣医師には再教育でもせね
ばならぬような場合もあったようでは
ないですか、私がお聞きしたいのは、こ
の第二のところに、大学令とかあるい
は学校教育法などがあつてあります。

○政府委員(楠本正康君) 畜産学、
水産学又は農芸化学という課程をあ
げておられます。その中に、なぜ歯科医
師というのが抜けているか、と同時に一
番初めの「医師、薬剤師又は獣医師」と
いうところに歯科医師が入っていない。
ところが、今あげられた中で見てみま
すと、医師、薬剤師、獣医師と比べて
歯科医師がもっとも抜けねばならない
ような理由がないわけでは、今あげら
れた項目の中で、医師が十分勉強して
ないところは、歯科医師もしていない
話になった限りは歯科医師もやってい
るのです。それを省かれた理由を一つ
説明してもらいたい。どの点とどの点
が歯科医師が不適当であるか。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の点
は、こもともでございまして、特に教
養科目の点から歯科医学を不適当とし
たわけではございません。ただおのず
から一つの職域という範囲でかゝって若
干困難があるのではなからうかという
考えで進んで参っております。従つ
て、現在は食品衛生監視員の資格も歯
科医師を一応省いてございす。さよ
うな趣旨からでございす。

○木下友敬君 今のは何か科学的で
なくて、習慣上というふうな答弁のよ
うに思われるのですが、それは非常に
納得のいかぬことでありまして、その
先にある、たとえば三年以上衛生管理の
業務に従事した者というふうな、きわ

めて難解な教育程度でも経験を積み
役に立つんだというふうな、これは書
き方ですがそこへ歯科医師を習慣上入
れないというところは大きな手落ちだ
と思う。これはどうしても私は改正しな
ければ、歯科医師を加えることを実施
してもらわなければいけないと、こう
思うのですが、次官にお尋ねします。

○政府委員(中垣國男君) この「医師、
薬剤師又は獣医師」という、これを定
めます当時、その当時としては、これ
に従事しておいた歯科医師というもの
は一人もなかったものであります。こ
ろが、今後の問題といたしましては
は、御指摘の点非常に重要だと思いま
すので、もう一ぺんよく省に持ち帰り
まして、その点は考えてみたいと思
います。

○政府委員(中垣國男君) この「医師、
薬剤師又は獣医師」という、これを定
めます当時、その当時としては、これ
に従事しておいた歯科医師というもの
は一人もなかったものであります。こ
ろが、今後の問題といたしましては
は、御指摘の点非常に重要だと思いま
すので、もう一ぺんよく省に持ち帰り
まして、その点は考えてみたいと思
います。

○政府委員(中垣國男君) この「医師、
薬剤師又は獣医師」という、これを定
めます当時、その当時としては、これ
に従事しておいた歯科医師というもの
は一人もなかったものであります。こ
ろが、今後の問題といたしましては
は、御指摘の点非常に重要だと思いま
すので、もう一ぺんよく省に持ち帰り
まして、その点は考えてみたいと思
います。

○政府委員(中垣國男君) この「医師、
薬剤師又は獣医師」という、これを定
めます当時、その当時としては、これ
に従事しておいた歯科医師というもの
は一人もなかったものであります。こ
ろが、今後の問題といたしましては
は、御指摘の点非常に重要だと思いま
すので、もう一ぺんよく省に持ち帰り
まして、その点は考えてみたいと思
います。

○木下友敬君 その点はよろしくお願
いをしておきます。それから十九条の
二項の二、これは新しくできたのです
が、二項の二の中にさらに「学校教育
法(昭和二十二年法律第二十六号)に基
く大学、旧大学令(大正七年勅令第三
百八十八号)に基づく大学又は旧専門学
校令」云々と書いてございす。この
旧大学令というふうなものも現在こ
れは資料に入っております。この
学校はどの程度にのりておるか、こ
こに書いてありますけれども、実際に
とえば具体的に申し上げますと、満州に
あつた医科大学などの関係をどうい
うふうにお考えになりますか。

○政府委員(楠本正康君) 外地の学校
の卒業生につきましては、一応従来そ
れぞれ資格を認められるものについて
は、それぞれ資格を認めておきます。
同等の扱いをしております。また、全
然認められないものもございす。すべ
て、一定の標準ができておりました。
それによつて現在行われておりま
す。その考え方をそのまま外地の学校
の場合には、本法におきましてもその
考え方を取り入れていきたいという考
えでございす。

○木下友敬君 それはどこに書いてご
ざいましょうか。外地の学校などに
することは、それは学校教育法にもな
ければ、大学令にもないと思ひます
が、どこか書いてありますか。そのこ
とが外地の取扱ひ方について。

○政府委員(楠本正康君) これは特に
書いてございせんけれども、従来た
だいまもお答え申し上げましたよう
に、外地の学校におきまして、内地
の学校を終わったと同じ資格の者は同じ
扱いをしていくのでございす。これ

はすでに決定いたしておりますから、
さようなものは当然その厚生省の方針
に従ひまして、本法におきましても取
り扱つていきたいというふうな考え
方でございす。

○木下友敬君 それでは外地ではござ
いせんが、戦時中に私立の医学校が
内地にできたものがございす。たと
えば三田にありました興亜医学館、
あるいは本郷にあった東洋医学館とい
うのがございす。これは現在では
もう医師の免許はもらえないこと
になつておりますが、文部省としては、
たとえば東洋医学館、興亜医学館など
につきましては、所定の四年の課程を
修了した者については、その学術及び実
地ともに日本帝國医学専門学校を終
了した者と同等であることを認めると
いうような証明書を出しているわけ
であります。興亜医学館とか東洋医学館
というふうなものは開業医師には現在
なれないことになつておるのです。で
すけれども、これは医師の免許は要ら
ないので、学校卒業しておればいい
文になつておりますから、こういう人
たちも当然その中には包含されるよう
に私は解釈しますが、当局はどうい
うふうにお考えですか。

○政府委員(楠本正康君) 私この資
格関係の問題につきましては担当が
違つておりました。責任を持つたお
答へのできない立場でございす。が、
学校を出た者のほかに、先ほど来お
話を申し上げておりますように、そ
の実務経験がある、あるいは相当の
知識を持つておる者というふうなも
のは、むしろこれを救済的な規定と
して最後の方に載せてございす。
従つて、おそらく相当な医学的な、あ

るいは科学的な知識を持って経験を積んでおるといふ者でありますれば、それは最後の救済規定といつてははなはだ失礼でございますけれども、さような規定の方に該当いたしますので、現在すでにそういう方はおそらくもう働いておられると思ひますので、これは十分に別な方から救済ができていけることになる、かように考えております。

○木下友敬君 今救済と言われて、どうも救済という言葉は適当でないといふ分で言われましたから追及することはやめますが、私は救済の意味ではなくて、この条文のこの法律の主眼というのは、自発的な食品衛生管理者といふものにウェイトをおいてあると思ひます。というのは、これを監督の立場にある者の方が四千人のうち二千人以上いないといふことですから、自主的にこれを製造加工の途中において知識をフルに利用し、そうしてまじめにやつていくことに依存しなければならぬ。救済といふような意味ではなくして、そういうような能力のある人はほとんど登用していくといふような考えのもとに行われなければならぬといふことを私は申し上げたいのです。それについて学校教育法に基く大学、旧大学令とかここに出ておりますけれども、このほかにも、今言われたように、能力のある者は採用していくといふ考え方であれば、私は資料として、二の学校教育法に基く大学、旧大学令に包含されるすべての者、それから今あなたの頭の中にあるどういふ者はこの面に当てていくといふお考えの者をひくるめて資料を作つていただきたい。と申しますのは、これは非

常に重大なことと考えますから、はっきりしていただきたいといふことをお願いしておきます。

○藤田藤太郎君 私もいろいろ質問したいことがあるのですけれども、しかしこの質疑を続けて参りますと、いろいろ重要な問題がある。特に二十六条の問題で、交付金の関係はどうなつておるかという問題になつてくるのとからない。二十五年以来条文があつても空文にひといきといふような答弁があり、先ほど山下委員もいろいろ言われたように、なかなか納得いかない面がたふさん出てくる。私は当初から厚生大臣が出席されて、この委員会に参加されるというのを期待しておつた。この法律を軽々しく思つておるわけではないでしようが、何といつても、これを審議いたしますと、重要な問題をたくさん含んでいる。私はこういう建前からいって、ぜひ厚生大臣は直接関係のある社労の委員会に出席して、ともに審議し、質疑に答へ、提出法案の内容について説明していただく、こういう建前を明らかにしていただきたらと思ふ。こういう建前からいって、午後にはなくさんの議案が予定されておるので、厚生大臣が出席して審議を続けていく、こういう建前を委員長は一つとつてもいいと思ひます。

○委員長(千葉信君) お答え申し上げます。中恒政務次官の連絡によりまして、厚生大臣は、午後は多分出席願ひのじやないかというお話でございます。したがって、私の方からも重ねて出席を要求いたしておきます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めて下さい。

○竹中恒夫君 今、木下委員から御発言がありまして、しりぬぐいするようになつてはなはだ恐縮ですが、私もこれには関心を持つていたのです。ただいまの御答弁によりまして、この食品衛生法には、医師、薬剤師又は獣医師と限定してあります。御答弁による

と、従来は歯科医師はその当時から関係をしたことはなかつたので表わさなかつたという御答弁のように聞かされたのですが、御承知のように、一般の当委員会でも審議されました公衆衛生修学資金貸与法にもありますように、最近とみに歯科医師が保健所に勤務いたしております。保健所に勤務いたしておりますといふことは、当然保健所の業務の中の一つでございますので、ただお座なりに次官が持ち帰つて考へてみようといふことではなかつて、もうすでに今日では現実の事実として、保健所に勤務いたしております。歯科大学の教科課程におきましても、当然木下委員のおっしゃるような事柄は御承知のほうでございますので、一つただお座なりに、この答弁としての答弁でなくして、実際にいって、この機会に順次改めていっていただきたいといふことを次官に申し上げるわけなんです。次官の御所見のほどを重ねて承つておきたいのであります。

○政府委員(中垣國男君) 先ほどお答えいたしましたのでありますが、非常に私も同じ見解を実は持つていたものであります。これは入れた方がいいのだ、かように考へていたのです。ところが、まだ一応よく検討いたしましたし、大臣の意見等も聞きまして、そう

して次の委員会のときに、お答えさせていただきますと思ひます。非常に重要だと思ひますので、ちよつとここでも、簡単に、歯科医師をこれに入れますといふことは言いかねますから、御了承願ひたいと思ひます。そのかわり、次の委員会におきましては、これにつきまして結論を出して、お答えいたします。

○委員長(千葉信君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始め

暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(千葉信君) それでは休憩前に引き続きまして社会労働委員会を開会いたします。

食品衛生法の一部を改正する法律案に対する質疑は、関係大臣の出席を求めて、次の機会に行うことにいたします。本日、この質疑はこの程度にして次に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 社会保障制度に関する調査の一環として、昭和三十一年度厚生省関係予算に関する件を議題といたします。御質疑をお願いいたします。ただいま出席されておられますのは、中垣厚生政務次官並びに公衆衛生局長山口正義、小澤医務局長、森本薬務局長、安田社会局長、高田児童

局長でございます。御質疑を願ひます。

○藤田藤太郎君 具体的な質問に入る前に、大臣の出席できない理由を一つ次官から聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたします。大臣はけさ九時から海外引揚者の間に、おきまして海外引揚者に関する給付の問題をめぐりまして、ただいま交渉をいたしておるのであります。が、大休午前中で完了する見通しを持っておりまして、なかなか双方に異論がありまして、まだ結論に達しておりませんので、諸般の情勢が、非常にこの問題は、どうしてもきょうあす中には結論を出さなければならぬといふ関係等もございます。余儀なく本委員会に出席ができません。そういうようなわけでございまして、私が出て参りました。

○藤田藤太郎君 そうすると何ですか、午前中の質疑にもありましたように、関係委員会の、特に参議院に対する軽視とか、この関係委員会に対する軽視といふことが午前中の委員会でも論議になつておる。今、次官のおっしゃいましたことを聞きますと、以後は、この社労委員会の要求があれば必ず出席すると、こういう工合に約束して下さいますわけですか。

○政府委員(中垣國男君) きょうは衆議院の方におきまして予算委員会や、海外同胞引揚対策特別委員会等も開かれておりますが、それにも大臣は出席できません。もつぱら海外引揚者との間におきまして給付に関する交渉をいたしておるのであります。本日はこれが必ず終了すると思ひますので、今後

の委員会には、大臣は必ず出席されま
すことをお誓いいたします。

○藤田藤太郎君 それではお約束をい
ただきましたので、二、三の点につい
て御質問をしたいと思うのです。まず
第一には、この予算の面でのいろいろ
と施策をされているのですけれども、
私の第一に聞きたいのは、この結核療
養所の問題なんです。結核療養所に空
床ができています。その空床というも
のはどういふところから出ているので
すか。たとえば厚生白書を見ても、
百三十七万という要するに入院をする
必要のある患者がある。こういうのに
もかわらず、現在の病床は、ベッド
は公私を含めて二十四万床である。そ
れにもかかわらず、まだその二十四万
床の空床がある。どこに原因がある
か。厚生省としては結核患者を何とい
たしましてもなくしよう。厚生白書の
冒頭にも貧困、疾病をなくするとい
うのが社会保障の建前であるという工
合に、冒頭に厚生白書の中で厚生省の任
務を書かれておられるわけです。そうい
うところから見まして、空床があるとい
うのは、どういふところに原因がある
のかというところをどういふ工合にお考
えになっているか。それからまずお伺
いしたい。

○政府委員(山口正義君) 結核療養所
に空床がどうして最近ふえてきたかと
いうその理由につきましては、お尋ねで
ございますが、いろいろ原因が考えら
れると思うのでございます。その一つ
は、最近の化学療法法の進歩に伴いま
して、在宅のまま治療ができるというよ
うな傾向がだいたいふえてきておること
がその一つかと思うのでございます。
従前でございますと、直ちに入院をし

て、そうして外科手術等を受けなければ
ならないというのを、一応化学療法
というものによつて、在宅のまま経過
を見て、その上で入院をするという
ような傾向がふえてきておりまして、
経過のいい場合には、そのまま、在宅
のまま軽快に向うというようなことが
ふえてきているというのがその一つで
ございます。

もう一つは、全体といたしまして
は、空床の結核病床の利用率が減つて
きているのはでございますが、ただ地
域的なアンバランスと申しますか、不
均衡が生じているのでございまして、
これはやはり最近入院いたします場合
には、ただいま申し上げましたような
ことで、一応化学療法によつてやつ
て、その上で外科手術を行うというよ
うな場合に、やはり手術に適した施設
を持ち、また、医者の他の要員を持っ
ているところを患者の方で選ぶとい
うような傾向が強くなってきておりま
すので、おのずからその施設とか、人
員の状況によりまして非常に退院者が
あるということ。それからそうでない
というところから現われている
ということが一つの原因かと思いま
す。

もう一つは、特に空床が顕著に目
立っておりますのは、大きな事業場の
委託病床でございますが、これは大き
な事業場におきまして、いわゆる健康
管理を厳格にいたしまして、そうして
何とか結核患者を減らそうというよう
な努力を続けられておまして、それ
が効果を奏してその事業場、企業体の
中の結核患者が非常に少なくなつてき
た。従いまして、委託ベッドを作りま
した当時は、相当患者がたたくさんお

まして、入院を要する者が、その事業
体としてはたくさんおりましたもの
が、最近非常に少なくなりました。従
いまして、その委託病床としてとつて
あります病床に余裕ができておると
いうようなことで、全体の結核病床の
利用率は大体八五%から、最近九〇%
近くにまでなつてきているのでござ
います。委託病床につきましては、全体
平均いたして見ますと、七〇%ぐら
い、はなはだしところでは五〇%と
いうようなところもございまして、そ
れが空床を生じている一つの理由かと思
うのでございます。

それからもう一つは、これは結核の
治療という問題になりますと、なか
な治療費で、入院いたしました長期に
わたります場合には、単なる自己負担
だけで入院できるというものが少い
ということがいろいろ統計に現われて
いるのでございまして、経済的な理由も
一つあるかと思うのでございます。

ただいま申し上げましたいろいろな
因子が重なりまして、最近結核病床の
利用率がやや減つてきているというふ
うに考えられるわけでございます。

○藤田藤太郎君 百三十七万の中で、
二十四万床がまだあいている。今、た
とえば大きい理由の一つとして、自宅
療養というやうな問題をおおげになつ
たり、企業内における予防処置とい
う問題をおおげになっているのですけ
れども、私たち先日兵庫、岡山、広島等
出張いたしました、療養の現状を見て
参り、いろいろと患者からいろいろの
実態についてお話を聞いて参つたわけ
です。ところが、非常に単純でなし
に、非常に深刻なものがあるのじゃな
いか。たとえば食費の問題にいたしま

しても、国立は九十四円十銭ですか、
療養所が九十六円十銭とかという形
で、そういう食事で、一般より、より
以上栄養をつけなければ治療が進ま
ないという現状にありながら、これで実
際問題として厚生省、私らは現地で非
常に疑問に思つたのが、厚生省はこ
れについて今のが妥当だとお考えなん
ですか。

○政府委員(小澤龍君) ただいまの御
質問が、国立療養所関係の食費につ
いての御質問だと存じまして、私からお
答を申し上げたいと存じます。この前
の臨時国会におきまして同様な質問
が行われたのでございしますが、私ども
もいたしましては、患者のまかない費
は適当な時期には増額しなければなら
ないと考えております。ただ現状にお
きましては、この給食それ自体の効率
の上げ方につきましてはなお至らない点
が多々ございまして、そこで前回にも
お答え申し上げました通りに、患者のま
かない材料の購入の方法、あるいは調
理の仕方、あるいは調理に関する設備
等につきまして特段の工夫と努力をい
たしまして、ただいまのところでは、
かなり成果が上つてきているのではな
いか。その具体的例といたしまして
は、証拠といたしまして、従来平均し
て患者の残します残飯量は二割程度で
あったのであります。ごく最近では一
割程度に下つてきております。しかし
ながら、全国の各療養所について見ま
すと非常に成果をあげまして、残飯程
度がわずかに四、五%であつて、患者か
ら非常に喜ばれている。施設と、まだ
調理に関する点が、ただいま私の申し
上げた努力が不十分で、患者から喜ば
れないという施設がございまして、

当分の間なお悪い施設に徹底的な指導
を加えまして給食効率を上げる、しか
る上において、材料をむだにしないよ
うなものにいたしましてから、しかる
上に給食費を上げていくように実施し
ていきたい、そういうことによりまし
て国の使います金を効果的に使ってい
きたい、かように努力しておる最中で
ございます。

○藤田藤太郎君 ところで、単に国立
病院、国立療養所のほかに目を向けて
みますと、東京都や岡山県あたりでは
一日の食費は百二十円以上にしてい
る。また、大学病院、都立病院、公社
病院というやうなところでは百三十八
円とか、百二十三円とかいふ工合にし
て実際に実施している。こういうのと
見てみますと非常に懸隔があるわけ
ですね。で、患者の口からこれは困る
というやうなことを盛んに陳情されたわ
けなんです。実際厚生省として今のよ
うな話ですが、具体的に人並みと申し
ましようか、早く病気が治るやうにし
てやる、何とかしようという心がまえ
が、早急にやろうという心がまえがあ
るのかないのか、そこをどうお聞き
したい。

○政府委員(小澤龍君) 私自身もでき
るだけ患者の食事の身をよくして参
りまして、そうして患者の治療成績を
上げていきたい、上げていくやうにし
なければならぬと、かように考えて
おります。ただ先ほど申し上げました
やうに、まだ相当のむだを出している
段階でございまして、一まずこれを
よくいたしまして、それでそれと相関
連いたしました、この次には材料費の
方で一そう中身をよくしていくとい

ふうに努めていきたいと考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 もう一つその点で指摘しておきたいのですが、厚生省の公衆衛生局の栄養課で出した、たとえばカロリーが二千四百とか、蛋白は九十五グラムというようなものを出しておられますね。そういうものにも現在はいっていない、こういう問題が出てくるわけですね。だからその点については、私は大臣がおられませんかから次官にお尋ねしたいのですが、そういう問題について、もう少しはっきりしたお考えをお聞きたい。

○政府委員(中垣國男君) 局長が答えたいと申し上げます。

○政府委員(小澤龍君) 公衆衛生局におきまして、かなりこれは古いのでございまして、昭和二十四年ごろ結核患者に適當な栄養量は次のこととであるというような標準が出されたものがあるのでございます。その場合は、絶対安静の患者であれば、これは一日千九百カロリー、それから蛋白質は八十五グラム、脂肪五十グラム、それから室内で安静している程度であれば、カロリーで一日二千二百五十カロリー、それから蛋白質で九十グラム、脂肪五十グラム、動き回ることのできる結核患者であれば、二千六百カロリー、それから蛋白質九十五グラム、それから脂肪五十グラム、こういう基準を出されているのでございます。これはすべて成人を対象にございまして、先般私の方で昨年の三月三十一日現在国立療養所に入院している患者をたいたいまの絶対安静、室内安静、動き回ってもいいという三つの種類に分けて、その員数を出しまして、それ

からそれに与えた栄養量と今の標準量と比較いたしますと、大体これはつり合っている数字が実は出ていないのであります。問題は、ただ脂肪が少し足りないのでございます。たとえばこれは全体を平均いたしますと、去年三月三十一日の患者について今の栄養量を、今の基準量をあてはめますと、カロリーでは二千二百九十五カロリーや、蛋白は六・六グラムや、脂肪は五・〇グラムや、蛋白は八・一カロリーでございまして、蛋白質では八・一カロリーでございまして、脂肪は四・〇グラムでございまして、結核患者に与えるべき栄養基準量からいいますと、大した隔たりはないのであります。しかしながら、御承知の通り、栄養そのものが単にカロリーの数字とか蛋白質のグラムだけではなかなか割り切れるものではない。質的にいかにいいか悪いかということが当然問題になってくるのでございます。

私どもは数字は大体間に合っていますけれども、これで満足しているのではありません。さきにこれ以上だんだんよくしていきたい。内容的にもよくしていきたい。予算的にもよくしていきたい。かような念願でいることを申し上げておきます。

○政府委員(中垣國男君) 藤田さんにお答えいたします。

給食の内容というものが非常に悪くて治療上の効果を上げぬとか、治療の障害になるというふうなことであつて

はなりませんので、御指摘の通り、その給食の内容というものは、これはできるだけ向上させていかなければならないことは全く同じ考え方でありまして、そこで、先ほど局長が申し上げましたように、施設の関係並びにその材料等の関係でいろいろ努力した結果、給食の質的な向上がだんだん見られておるといふことも、これも事実でありまして、こういうことをいたしまして、なお患者の給食としては、これは少し栄養問題その他から見てもまだこれは悪い、特に九十四円の金ではどうしてその目的は達せられない、こういうことが調査の結果明らかになりましたならば、当然これは所要のところまで引き上げていかなければならないものであ

る、かように考えております。

○藤田藤太郎君 ところで、それとだんだん関係の問題が出てくるわけですが、これも、たとえば給食費が足りないのでも、十分な栄養がとれない、そういうものに間食と申しまうか、ほかのところで療養している人が、患者がまかな

護者の疾病者なんかはまかないきれない。だから、たとえば死亡率の問題を見ましても、飛び抜けて他のクラスよりか三倍も四倍も結果として生活保護者の死亡率が上つていて、こういう結果にもなるわけですね。問題は、たとえば今日の生活保護者の生活扶助料というふうなものを見てみますと、一日六百元である。まあ日雇同盟と申しますか、患者の団体が何とかせめて人並みの生活をして、十分にできなくともせめて千円にしたいと言っていること、厚生省に何回も陳情されていることなどあります。こういう問題とやはり非

常に深刻な関係をしてくるわけなんです。だから今の問題なんかについてどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(小澤龍君) 国立療養所のたくさん施設の調査をいたしまして、病院当局が給食努力を十分に傾けて給食成績が上つているところにおきましては、先ほど申し上げましたように、残飯量がいちじるしく減つております。さうな施設におきましては、患者の間食費と申しますか、患者自身が栄養をとるために購入する金でございます。それからなおその努力もまだ不十分な施設におきましては、相変らず患者が適當な物を買つて、買

い足して食べておる状況でございます。そこで、私が先ほど申し上げましたように、そういう現象を一日も早くなくすために、昨年来相当ひんぱんにこの調理士の講習会を開いて、あるいは調理士を施設間で相互に交換してお互いにいいところを勉強し合はせる。それから給食に関する経費を昭和二十九年以来、従来に比べて相当多額の金額、三倍以上を年間に支出しております。それから建築費でもさうであります。それから栄養給食の機械の購入費も同様でございますが、それからなお温食をやるとか教養の献立を立てて、それから患者の好むところを選ばせるとか、いろいろ工夫いたしております。これが逐次あの努力が普及いたしますと、おそらくは一兩年には全体相当高いレベルに到達するのでないかと、こう考えております。

○藤田藤太郎君 今、医務局長が言われましたけれども、実際問題として一つのソクをきめておいて、九十六円十銭のソクの中でいろいろ努力されることは非常にけっこうだと思つて、それは御意見は非常にいいと思つて、これがこのソクの中でやろうと言つても、これはおのづから限界があるわけですが、だから今日普通人より、より以上栄養をとらなければ病人はなおらないというときに、絶対数の九十六円十銭というものを今世間一般でやっている百二十円以上にしようとするよりは、心がまえがなければ実際問題としては生きてこないと思つて、だからこゝではその問題が出ていない。だからその点は私は大臣が来られたら聞きたいと思つたけれども、大臣がおられませんでした。大胆にやはり結核を撲滅しようという白書の冒頭に掲げておる任務を持つておられる厚生省が、やはりこういう現実の問題として行われている問題を、変えて何とかしてやらなければならぬということを一つ次官からどういう工合に腹をきめておられるか、お考えをお聞きたい。

○政府委員(中垣國男君) 今の九十六円十銭でやつておりました、その九十六円十銭の中でやつておつて、いろいろ先ほど局長が言いましたように、材料の問題や、あるいは設備問題等でそのソクの中で努めて栄養価のあるもの、また、患者のためになるような食事内容にしたい、こういう努力をして参りました。それでなおどうしてもこの食事内容では受療上の効果が上らないとか、これでは受療の障害になるような内容ではないか、こういうこと等をこゝ一生懸命一兩年の間に完全に調査いたしました、はっきりとこれではいけないということになりま

したならば、藤田さんの御意見の通りに、それを逐次上げて参りたいと、かように考えております。

○藤田藤太郎君 どうも一兩年と言われると、非常に長い期間じつくりとお考えになるようですけれども、現実の病院へ次官行かれたと思うのですけれども、病院に行かれた患者のほんとうのことを聞きますと、一兩年どころか、もうほんとうに現実の、きょうの問題として食事の問題、または、生活扶助料の問題につきましても深刻な問題である。身にしみる問題なので、これは生命に関する問題なので、私はそれを承わって参りました、何とかやばりしてあげなければならぬ、こういうことを非常に強く胸に打たれて帰って来たのです。今のようになまぬいといいますが、ゆっくり物を考えましようというやうなことでなしに、これは何とか早急に私は考えてもらいたいというのを厚生省に一つお願いしたいと思うのです。私はそうでなければ、あの人たちはかわいそうで見てられない、私はそういう工合に考えて参ったのです。これとやはり同じように、現実の問題として関係するのは、この新看護体系ですね。この問題もやはり病人としては非常に深刻な問題になっているわけですね。たとえば例を申し上げますと、病人四人について一人の看護婦ということがきまっています。ところが、何といいますが、軽い病気の人はまだ四人でも何とか看護ができる。しかし、もうきょうあすというやうな状態の重病患者の人が何といても看護婦の定員が不足しているから、現実大体四人に一人、療養所は六人に一人というのが、十人から十二

人に一人くらいしか看護婦がないというのが現状なんです。私はそこで一番深刻に打たれたのは、もう重病である生命の問題にかかわるやうな重病の病人が、だれもない間に息を引き取っていくという現実がもう各所にある。こういうことについては、もう同じ病院に入っている人でも耐え切れないうような深刻な訴えがありました。私はその新看護体系というものがきめられたときには、しばらく実施してみても、その実施の上に立つて現実とマッチしているかどうかということが国会でも付帯決議をされていると聞いている。ところが、現実の問題は私が申し上げたやうな状態です。たとえば岡山の療養所もかような状態です。そうすると、私はこの三つの問題がこの結核治療の問題には重要な問題として関連するわけなんです。この三つの問題を取り上げてみますと、先ほど一番最初の問題に戻りますけれども、空床というものがあつた。そういう重要な問題があるから、病院にもうかり入れないぞというやうな問題がありはせんかという危険の一つ持ったわけですね。これは私の的が当たっているか当っておらないかわりませんが、しかし、その三つの問題をかみ合せてみて、患者からいろいろ訴えを聞いてみますと、非常に深刻な問題なんです。だから今の新看護体系の実施後の現状その他について少しお話を承わりたい。

○政府委員(小澤龍君) 大体国立結核療養所におきましては、患者六・七人かに対して看護婦一人の割合で配置しておるのであります。しかし、これは患者にすべて平等に看護婦をつけるという趣旨ではなくて、病気の種類によ

りまして、軽い患者は軽い患者同士で病棟に集める、重症な患者は重症患者同士で集めて、そして看護は重症患者に重点的にやっていくつもりでございます。従いまして、看護婦が知らぬ間に息を引き取ったという例は、これは通常ではあり得ないかと私は考えておるのでございます。むしろ新看護体制をしくとき、いろいろ問題があつたのでございまして、また同時に、なれないために療養所側におきましても、ある程度の困難があつたことは事実のやうでございまして、その後この新しい看護体制に逐次各療養所が習熟して参りまして、最近ではかなりよく運営されてきたとこう感じております。ただ問題は、百八十二カ所もある療養所でございますので、療養所々々によりましては、十分な新体制を把握してないところもあるかと存じますので、今後とも十分指導していきたいと考えております。

○藤田藤太郎君 今、局長が言われましたけれども、現実の問題、各療養所を視察されるやうな機会が、中央の仕事のためにあるかどうか私は知りませんが、けれども、現実行つて見て調べていただくとやうな機会をうんと作ってもらわなければ、通り一べんのお話だけではわれわれは納得できないのです、今のやうなお話は、われわれつづきに見て参りまして、この三つの関連について、これはこうなつておる、現実を見てくれと言われて、われわれは現実を見てきたのです。われわれはそれをこゝで机の上でやられておると、そういう失礼なことはいきませんけれども、そういうなまやさしいものでは私はないと思う。だからそれはほんとうに今

言われたやうな格好じゃ私はないと思う。だからその点はですね、もつと深刻に一つ考えていただく。この新看護体系の転換の実態調査ということなんか、この前の約束にありながら、実際にやられていないように私は思うのです。早急にこれの一つや一つでもらつて、食費の問題、それから扶助料の問題、新看護体系のこの問題、現実統計でだつて千人から十五人に看護婦一人しかおらぬということになつておるのじゃないですか、今お話になりましたけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(小澤龍君) 看護婦全体といたしましては、私は先ほど申し上げた通りの数字でございまして、しかしながら、看護婦は婦長というやうな管理的な仕事をしている者もございまして、それからたとえば手術場等に重点的に看護婦が配置されているという点もございまして、実際看護業務、それ自体につき看護婦の数は、今私が申し上げたよりは、実際は看護婦が足りない、平均すれば足りない。しかしながら、先ほど申し上げたやうに、軽症患者の病棟に対してはうんと看護力を落しまして、その分は重症患者に振り向ける、さやうな作業をやっております。

○藤田藤太郎君 今、お話を聞いていますと、これは空床の問題に関連するのですが、医療関係の全医務という組合がありまして、この人に昨日も聞いてみたのですが、詳しい調査を、一つのことばで秋田県の岩谷村というのです、この結核患者が十八人、それで入院している人は六人しかおらぬ。それでその十八人のうち十二人は農家で入院ができない。なぜ入院ができないかという、入院しても非常にた

る国立療養所の方があまり減少してないのをごさいます。ベッドの利用率は国立療養所の方がむしろ一般のものよりかやよろしいのではないかと。従いまして、結核患者が減ったという理由は、一部そのサービスの悪い療養所があまり減って、そういう療養所におきましては、サービスの悪いというこのゆえんをもって入院患者が減ったのではないかと存じますけれども、日本全体から考えますと、先ほど公衆衛生局長からお答え申し上げたような理由が主たる理由ではなからうかと、こんなふうに考えるわけをごさいます。

○山下義信君 私はこの際一点だけ質問したいのですが、生活保護法の関係のことです。新入児童が今年学校に入りま

す子供、新入児童、これがどのくらいおられますか。それからその新入児童に対しての扶助と言いますか、生活保護法で見えますか。その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 大体これは確かな資料が今ここにございませぬけれども、昭和三十三年度の教育扶助の対象になつてゐる人員が、五十二万三千二百六十五人という人員を出してあります。新しく入る者は、その大体九分の一と見てよいのじやないかと思ひます。

○山下義信君 教育扶助の対象が五十二万三千二百六十五人ですね。新入児童はこの九分の一と一応見るのですか。

○政府委員(安田巖君) さようでございます。六万人弱でございます。

○山下義信君 わかりました。約六万人弱ですね。九分の一と見るといふのはどういふわけですか。

○政府委員(安田巖君) これは実は扶助人員は、生活扶助にいたしまして、住宅扶助にいたしまして、大体過去の実績を基礎にいたしまして将来を推定するといふやり方でございますので、ことし何人入つてそのうちどのくらいが扶助を受けるだらうというやうなやり方をいたしておりますものですか、そこで私が今とつさに申し上げましたのは、教育扶助が五十二万三千二百六十五人でございますから、義務教育が九年でございまして、そこで一年が大体その九分の一だと、こ

ういふふうな見当でお答えしたわけでございます。

○山下義信君 九分の一を六、三で平均して、初年度の児童が九分の一だろ

うと、いふふうに一応見られたとい

ことはわかりました。この過去の実績

はありますか。いわゆる、被保護世

帯の新入児童は何年には何人おつ

た、何年には何人おつたといふこと

が、教育扶助だけが新入児童ではな

いので、教育扶助だけ押えて出ます

か。教育扶助と別に出る数はありま

せんか。

○政府委員(安田巖君) 毎年どれだけ

の児童が新しく入つてくるかという調

べは、おそく文部省にあると思ひま

すけれども、私今持ち合せておりま

したのでございまして、それで今申し

ましたのは、そういった児童の中で教

育扶助を受ける者が何人あるかとい

ふが何人というふうな資料は、今まで過

去の実績をとつておりませぬものでござ

いまして、大へん恐縮でございます。こ

すけれども、先ほど申し上げましたよ

うなお答えをいたしたわけでございます。

○山下義信君 私は、きょうは問題を

持つてあなたの方へ無理な尋ねを

するつもりは全然ないんです。本年の

新しい小学校へ入る新入児童、その

中で生活保護を受けておる世帯の児童

がどのくらいおつて、その児童にどれ

だけのことをしてあげてあるかとい

ふことを聞きたい。心配なんです。そ

れで多分文部省の方でも何かの数字が

あるかと思つて、委員長を通じて出席

を求めますが、もし、あなたの方

で、過去に、何年には新入児童に

これだけのことをしてやつた、何年

には何人の児童についてこれだけのこ

ををやつたといふことの実績があれ

ば、正確な数字がどこにあるかと思

ひますが、過去のそういうデータは

ありませんか。

○政府委員(安田巖君) 今のお話のよ

うに、生活保護を受けております者が、

新しく入つてきた児童が何人、それ

から二年生が何人というふうな調べ

を、実はいたしておりますんです。

○山下義信君 二年生はいいんです。

毎年新たな入児童がある。去年はそ

れに対して何をなされたか、おとし

はそれに対して何をなされたかとい

ふことは知りません。知りませんから伺

うのです。もしなされてあれば、昨年

は何人の新入児童があつて、一年生

に入る者があつて、それに何をやつ

てやつたといふことが、なされた

ことがあれば数字が出ておるだらう、

こう思うのです。二十九年でも、三十

年でもよろしいんです。過去

に、そういうことをしたことがないとい

うならば、新入児童は何年に何人

おつたといふ数字はないわけですか

ら、実績がないわけですから、それで

よろしいわけですが、過去にそういうこ

とをなされたことがあれば、何か、新

入児童の一年生に入ります児童の数

がおわかりになつておれば聞きたいと

思ひます。

○政府委員(安田巖君) 今のところ、

そういう資料は私記憶いたしてござ

いせんけれども、もう一度一つ調べま

すけれども、念のためにもう一度調

べさしたいと思つております。それで

今のお話のように、何をするかとい

ふことにつきましては、まあ教育扶助

の内容でございまして、それそれ一年

生は何、二年生は何といふ一応の内容

はあつて、各年ごとにどれだけ支出したかとい

ふようなことは、数字は持ち合はし

ております。

○山下義信君 この被保護世帯の新入

児童には必ず教育扶助を支給して

るのであります。

○政府委員(安田巖君) 保護世帯の子

供が学校に入りますれば、教育扶助は

当然にかかるとございまして、その

ほかに、保護世帯ではございませぬけ

れども、ちょうど保護世帯の生活基準

とかりに同じ生活基準の生活をいたし

ております世帯があるといふものと

いうと、それは教育扶助だけの支給の

世帯もあり得るわけでございます。

○山下義信君 そうしますと、生活扶

助を受けておる世帯で新入児童があ

りますと、教育扶助を受けておる。そ

れから生活扶助を受けていない世帯で

も、今あなたの言われたような単給で

教育扶助を受けておる世帯がある。い

ずれにしまして、教育扶助を支給し

ておる。この対象から新入児童とい

ふものが出てくるわけですね。

○政府委員(安田巖君) さようござ

います。

○山下義信君 本年の予算で、新入学

児童に対して、新入児童がどのくら

い、被扶助世帯、あるいはまた今言

つたような教育扶助を支給せよならぬ

世帯がこれくらいあるという過去の

実績が何かから一応推定を出されて、

生活保護の関係の予算に当然算入され

ておられるのであります。それが

どういふふうになつておりますか。つ

まり、新入児童の一年生児童には何

を買つてやる、それだけの費用を与え

るというふうになつておるのです。し

うか。御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) この教育扶助

は山下委員御承知の通りでございま

す。小学校、中学校の学年別に実はこ

まか内訳ができておるわけですが、そ

の場合、一年生についてだけ申しま

すと、一年に入りますと、小学校の一年

に百二十円だけ月にあるわけであり

ます。そのほかに教科書代の実費が要

ります。それから学校給食費の実費が要

ります。それから通学のための最低限

度の交通費が要ります。まあそういう

たような内訳になつております。

○山下義信君 教科書の実費、学校給

食の実費、それから交通費等というこ

とになつて、それは百二十円の別にあ

るということですが、教科書の実費、

は朝日新聞の厚生文化事業団その他の
あつせんによりまして、施設の児童な
ぞに学用品、ランドセルを一そり寄
付されたということも局部的にはあり
ますけれども、そういうことだけでは
追いつきません。全般に対して何らか
の対策を立てていただかなければなら
ぬと思ひますので、ここでも何かいい方
法があるませんか。一つ御相談をいた
したいというのが、私の質問の要旨な
んです。

○政府委員(安田巖君) 一つだけつけ
加えさせていただきますと思うのであ
りますが、ランドセルは私どもはでき
るだけ買ってやりたいと思つておつた
のでありますが、しかしながら、いな
かや、農村あたりに参りますと、まだ
ランドセルをやらなところもござい
まして、ふろしきでもつてすませてお
るといったような実情もございまし
て、それで生活保護の児童でございま
すから、最低生活という基準からい
くならば、ふろしきでもそれはかわり
ができるのじゃないかというふうな見解
もあり得るということ、それから着て
おります洋服でありますとか、靴であ
りますとかというものは、これは一時
扶助という制度がございまして、各
世帯々々の実情によりまして、その一
時扶助の制度を活用することによりま
して、できるだけそういつたことにな
いようにしたいという趣旨でございま
す。

それから給食の方は、これは文部省
の方から別に出ているわけではござ
いませんで、これはまるまる生活保護
の方で出しております。教科書もち
ろん無料のものにつきまして私どもが
出すわけではございませんけれども、

全部が全部各年を通じて、無料と
いうわけではございませんで、そうい
う金は実は本年からは年度内に金を流
すことになりまして、そうしてできる
だけ学校の始まりますときには、新し
く入る子供の手に渡るといふようなこ
とを配慮いたしておるのであります。
足りない点については十分私ども検討
をさせていただきますと思ひます。

○山下義信君 いいじゃありません
か。先ほどは何にもないようにおつ
たから私は悲しんでおりました
が、そういう対策を立てるといふお考
えがあるならば、大へんけっこうだ
と思ひます。私は愁眉を開きます。今お
つたふろしきでもいいです。何
も生活保護世帯の児童が新しいランド
セルに新しい靴、新しいものづくめで
富家の子弟と同じような風をしまし
て、貧乏人の子供とはありません。貧乏人
が貧乏人の子供であるのが当りま
えだという議論はこれはいけませんけ
れども、私は子供のときから貧困の中
でそういう目にあつたことも私はいい
と思ひます。それで奮起することはい
いと思ひます。貧困の生活の中か
ら何くそ今に官像を打ち倒してみせ
る、そういう気概が生れることを望
みます。ですから、どうりをはかるの
もいいです。ふろしきづつみでもいい
です。ですから、普通の子弟と同じよう
なきれいなランドセルを貸せるとい
うようなことは言ひませんが、農家の
方では今おつた通り、ふろし
きでけっこうです。しかし、大体はズツ
タの手さげカバンなどがいいそうで
す。これは五、六百円します。ふろし
きでもまあ最低百円以下ではない。は

んのろくなふろしきしかありません。
ふろしきでも二、三百円はするんで
す。これはズツタの手さげカバンとい
うようなものを農村方面では用いら
れておるといふことでありますから、そ
ういふ品物のことは一ついろいろ予算
やその他いろいろ関係もありましょ
うから、お考え願つて、今社会局長の
お話では、一時扶助という制度があ
つて、これを一つ活用すれば、まだ四月
一日の入学日までには間に合ふ。一つ
ふろしきでもいいですから、今からで
きるだけのことを一つやってみたい
ということでありまして、私は当を得て
おると思ひます。しかも三十二年の予算
ということになりましたら、四月一日以
降です。三十二年の予算を使うな
ということを言つたらナンセンス、年
度内に三十二年の予算で操作ができ
る、間に合ふようにしたい、検討し
てみるということでありましたから、一
つ政府の代表の意味で、政務次官から
はつきりと、この生活保護世帯並びに
これに準ずる教育扶助を交付する、支
給するといふ世帯の新入児童につき
ましては、できるだけ悲しい思いをさ
せないように、できるだけ新しい学用
品の支給については厚生省は考慮す
るとはつきりした言明をしていただき
たいと思ひます。

○政府委員(中垣國男君) お答えいた
します。生活保護者の児童の新入学
につきましては、教科書等はもちろ
ん三十一年度予算で買ひまして、三十二
年度に間に合せていくわけでありま
す。年度内に間に合せていくわけ
であります。それからそのほかのこと
は、一時扶助の問題はどこまでも生活
の実態というものに即しまして行われ

ていくわけでございます。ただいま
御指摘の通り、努力をいたしまして御
要望に沿ひたいと思ひます。

○山下義信君 私はただいまの答弁を
多とします。無理なことを言つてもい
けません。これは一つ今年に準処して
下さい。そのかわり来年の施策につ
きましては、一つうんと私ども協力
いたしますから、一つ努力をお願い
いたします。ただ新年度の一年生に入学いたします
児童、これは私は先ほど社会局長がよ
く調べてきた数字は返答するといふこ
とでありましたから、差しあたつては
必要がありませんから、それを資料の
提出を待ちますが、かなりな数に上
るのじゃないかと思ひます。五万人、
六万人弱ではないのじゃないかと思
ひます。これはついでに、本席でなく
てもよろしくございまして、厚生省
は取りまとめ一つ資料を至急に出し
ていただきたい。保護世帯、並びに準
保護世帯の子供はあなたの方のある資
料によりまして全児童数のおよそ四
割に上るのじゃないかといふこと
が出ています。そうすると、全
児童数の四割といふことになりま
す。先ほどおつたような教育扶
助の対象から九分の一といふふうに出
された数字と少し違ひやせぬかと思
ひます。どうですか。

○山下義信君 文部省はどなたが見え
ておりますか。

○委員(千葉信君) 文部省は財務課
長の安嶋君が見えております。

○山下義信君 ああそうですか。
今の小学校の児童、新入児童等も
含めて、この文部省が補助ないし援助
をしております児童の数といふような
ものが財務課長でおわかりでしょ
うか。

○説明員(安嶋君) 文部省が援助
いたしております児童数は、学校給食関係の数字は私存じま
せんので、教科書関係の数字だけ申し上
げますと、小学校におきましては二十
四万五千人、中学校におきましては十
五万五千人でございます。

○山下義信君 今の数字は教科書を無
料配付する例のあの法律ができました
就学困難児童のための教科用図書の
給与に対する国の補助に関する法律、
この法律の対象になる数をおつた
たのでね。

○説明員(安嶋君) さようござい
ます。

○山下義信君 今の二十四万五千人と
いう数字は今年新たに入るべき一年生
の児童の数ですね。つまり、教科書を
無料支給しようとする要保護児童と一
応文部省で考えておる数字ですね。

○説明員(安嶋君) 二十四万五千人
の数字は、これは一年生から六年生ま
での数字です。

しながら、厚生省は環境衛生。特に汚物の処理という事業を所管いたしてあります。それが公衆衛生、環境衛生の基本になりますのでございますので、

下水道のうちで、その終末処理施設、特に科学的、衛生工学的な技術を要します終末処理場につきましては厚生省が専管するという事で、一応の所管を分けたわけでございます。

○勝俣保君　そうすると、下水を設置するときに、インシアチブをとるのは建設省で、衛生上の見地からは何らかないで建設省がやってもいい、こういう意味でございませうか。

○政府委員(山口正義君)　決してそういう意味ではございせんので、下水を設置いたします場合に、函渠を設置いたしますことにつきましても、あるいは終末処理場を設置いたします場合に、衛生上の見地からやらないければなりません。所管が今回そういうふうに分れましたけれども、その両者お互いに連絡してどういう場所に関係を建設し、またどういう場所に関係を建設するということは両省十分話し合つて運営していくようにしなければならぬと、そういうふうな考へております。

○勝俣保君　専管になっておるといふ、打ち合せをせにやならぬということとは一体どういふやり方をして打ち合せをするのですか、それを伺いたいのです。

○政府委員(山口正義君)　法律上専管にはなつておりますけれども、それを實際に実施いたします場合に、たとえばこれは別の問題ではございますが、上水道の問題にいたしましても水源を河川からとるといふようなときには、河川につきましてはまた河川法という建設省の専管の事項でございますが、そういう場合に、両省打ち合せて敷設をするということが従来の例になつて

いるのでございますが、今回の問題につきましてもお互いに所管はそれぞれ分かれておるのでございますが、実際の面につきましては非常にまあ不可分と申しますか、非常に密接な関係のある両方の施設でございますので、話合つてやつていくようにしなければならぬ、そういうふうな考へております。

○勝俣保君　今のお話とは、ちよつと水源をとるとかたぬとかという問題でなくして、事いやくも下水の問題は衛生上の一番大きな問題じゃなからうかと思ふのです。これを単に話し合ひでやるとか、従来やつておるとかというふうな問題でこれをやつていこうというふうなことは非常な間違いじゃなからうかと私は思ふのです。なおも、都市計画の関係で函渠をやつた場合においては、終末処理場は厚生省でやるんだ、そうすると、その予算の関係は一体どういふふうになるのですか。予算は一つは建設省、一つは終末処理場は厚生省の所管でとらなければならぬ。これこそ私は一体どこに根拠を置いていいのやら、それは非常に困る問題じゃないかと思ふ。予算の問題から言ふならそれは一本にした方がいいんじゃないか、私はそういうふうに思ふんですよ。その点について一つ御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(橋本正康君)　前段のお話はまことにごもっともでございますが、一応おそろく建設省も配管の面に關して下水道法、まあどうなりませうか、法律を設けたいと聞いております。厚生省といたしまして、この終末処理場に関する分についてはこれまで扱いはいずれといたしまして、法文化を急いでいるわけでございます。従つて

そのお互いの法律の中に十分この連絡し合うことを規定したければ、大体たゞいま御指摘の点は解決されるのじやなからうか。大体この下水というものが、専管とは言うものの実は共管でございまして、従つて、たとえば、ば、お互いに協議し合うような体制で進んでいくというふうにいたしますれば、そうこの衛生上支障のあるような結果にはならないのではないかと、かように考へております。

第二の点につきましては、これまたまことにごもっともでございますが、この現在終末処理場につきましましてはきつめて立ちおくれておりました、約百十都市が配管を、まあ大小の差はありますが、下水工事を始めておるものもはわずかに六都市にすぎません。今後この立ちおくれた終末処理場を早急に伸ばしていくためには、むしろこの別建てにいたしまして予算を確保する、しかも一方、配管計画というものはある程度進んでおるのでございますから、これにとつても追いつくだけの予算はそう早急には形づきませぬので、予算執行の面におきましては特に支障のないもののように考へておる次第でございます。

○勝俣保君　なお、この管理の問題はどうするのですか。配管の工事が破れて汚水なんか出た場合の衛生の問題は、配管の問題はこれは建設省でやる、終末処理場の問題は厚生省がこれを監督管理するのではなからうか、こういうふうなことになる、おるのやうに、私はやはりそういうふうな衛生上の問題に關しまして、下水というものは衛生の問題でございませうから、この監

督の問題は厚生衛生行政を、公衆衛生をつかさどるところでこれは管理監督せねばならぬ問題じゃなからうかと思ふのですが、これをただ土管をふせたりのいろいろするようになるとこの衛生の管理をまかしていいものやら、どうであるのか、こういう点をなおどういふお考へであるか、そこを伺いたいのと思ひます。

○政府委員(橋本正康君)　水道のパイプにつきましましてはきつめて厳重な衛生管理が必要でございますが、下水につきましては、従来の実績から申しますと、衛生的な管理というものはもう全然必要がないといふことは、これは申せないかも知れませんが、これは配管の管理を誤まつて事故を起したといふような例は承知をしておらぬのであります。従つて、今回の行政所管の割り振りにつきましても、下水配管については衛生上の管理上は少くとも特に考慮すべき重大な点がない、これに反しまして、この終末処理場はきつめてこれは高度の技術を持つて衛生管理をしなければならぬので、さうな管理の強弱から所管を分けたといふのも一つの理由であつたかと存じます。

なお管理上につきましましては、むしろ下水は洪水の防除あるいは舗装道路の補強といふような点にも大きな意味がございまして、さうな洪水問題、あるいは道路の路面の維持管理等と不可分の関係のものとしてかような決定を見たかに承知をいたしております。

○勝俣保君　不正工事のあと、長年のうちに於いてこういうむしろパイプデングの間から出ていって事故を起したといふ例を、そういうことをあまり知

らないといふふうなお話ですが、これは厚生省のその関係の人は知らないかもしれない。これは文獻にもすでにある話でございませう。これをただ知らぬからといふので、そういうふうなことでやつていくといふことは、私はどうかと思ふ。私は少くとも政治は二つ足して二で分けるというふうなことは、よく世の中にいふゆる政治家が言つておるかも知れませんが、いやしくも科学を中心にした行政において、私は、私は妥協というものはないものじゃなからうか、こういうふうに私は考へておるものであります。下水はこれはもう厚生省には関係ない、こゝう言うように至つては、私は厚生行政といふものの存在を疑はざるを得ないと、こゝういふふうに思ふのでございまして、まあどういふお考へでなされるか知りませんが、今環境衛生部長も言われたように、法律の面において十分これを明確にする、そうして衛生行政の見地からの発言権を十分得ておくといふならば、私はもうこれで満足いたしますが、外国でもこゝういふ問題を、下水の問題をほかのところでやつておるといふところはきつめて少く、イギリスであるとか、ユーゴであるとか、レバノンであるとか、エジプトであるとかいふようなところは、最近こゝういふことをやつておるようですが、こゝとく内輪でやはり心配しておるといふのが私に対しての最近のニュースであります。こゝういふようなことを考へて、そうして今後私はこの問題に對処して、まあわななきや困るのじやなからうか、先ほどはうまくこれからやつていけるだらうといふふうなお話だけれども、今までのいきさつから考へて、そ

れでうまうやつていけるなんというこ
とは、なかなかこれはむずかしい話で
ありまして、われわれ長い間衛生行政
に關与し、また、医学を學び、公衆衛
生を學んだ見地から見れば、これは
当然上下水というものは公衆衛生と
いう衛生に携わるところの省が主管す
べき問題であると思つておるもので
ありまして、最近も衛生工学なるよう
な講座が諸方に出てくる、まさにこの
下水、上水というものは衛生の根本を
なしておるもので、公衆衛生の責任あ
る省が担当して大衆の安寧をはかる、
安全をはかるというのが私は最近の傾
向じやなかろうか、こういうふうに思
つておる次第でございます。どうぞ政
務次官におかれても、ぜひこの下水道の
問題につきましても、われわれの……、少
くとも私の意のあるところを一つ御配
慮をお願いしたいと思つ次第であります。
私はこれで終ります。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を起して。
○政府委員(楠本正康君) ただいまこ
の所管のいきさつについてお答えを申
し上げたいと思つておりますが、何分にもき
わめて長い、深い事情がありますので、
あるいは話が若干期間等ははなれて
あるかもしれない、いずれ資料を
もつて詳しくはお話いたします。

かつて内務省時代におきましては、
内務大臣のもとに衛生局が上下水道の
主管をいたしておりました。従つて、
予算その他一般計画は、衛生局が立案
をいたしておつた次第でございます。
ところが、同じ内務大臣のもとに土木
局に多数の土木技術者がおりましたた
めに、便宜技術面は衛生局が土木局に

依存する形で進んでいたわけであり
ます。ところが、その後この厚生省が
できるに當りまして、たまたま技術面
の、土木部の技術力だけを置いて、厚
生省が衛生局だけの姿ででき上りまし
たために、そこに技術面と予算その他
の総括面との分離が行われまして、こ
に共管が始まつたわけでありまして、
しかし、そのときには両省の間で覚書
を交換いたしましたして事務連絡等をは
かつたと思つております。ところが、そ
の後両省にまたがりまして仕事を共管
の上で実施をする。つまり、一方は総
括事務、一方は技術面、かようなこと
が共管としてなかなか問題が多うござ
いまして、一番これによつて苦勞いた
しましたのは市町村と聞いておりま
す。市町村が間の板ばさみになり、ま
ことにつらい立場におられることも
あつたと聞いております。

それから、一方共管となりますと、
やはり責任の所在というものがはつき
りいたしませんために、しばしば決算
委員会等でも批難事項を生んだり、あ
るいは着実に伸びるべき仕事がかやも
するとその責任の分散からして十分な
効果がいかなくなつたり、かような数々
の不便があつた。特にこの市町村に対
するいろいろな問題もございまして、
たびたびこの問題を何とか解決をはか
ろうとして努力をして参りました。た
とえばいろいろな行政機構改革の委員
会あるいは話し合い等におきましては
しばしばこの問題が出て参りました
が、解決せずに現在に至つておつたわ
けであります。昨年約一年内にたまた
ま閣議におきまして突如としてこの下
水と上水とを交換する——交換と申し
ましようか、割り切るという話が決定

されまして、私どももいたしましては
これは衛生上の立場から下水を野放し
にして放すことは、これは保健衛生に
責任を持つ厚生省としては絶対技術上
許されない点であるところから、閣議
決定には出されませんでしたけれども、その
後いかに調整をはかつたらいかにとい
う点を、その線に沿つて過去一年間い
ろいろ相談をして参りました。その結
果、現在のような姿に割り切ろうとし
たわけでございます。従つて私ども
もいたしましては、これによつて十分
支障なく上下水道の発達ができ、しか
も一方、これによりまして今後衛生上
の問題等も事故なくやつていけるとい
う判断のもとにかような調整が終つた
というふうにご考慮しておる次第でござ
います。

○委員長(千葉信君) 再開の劈頭に、
藤田委員からの厚生大臣の出席の要求
について政務次官から確約が与えられ
ました通りに、大臣に対する質疑等に
ついては次回に譲ることにしまして、
本日はこの問題についての質疑はこの
程度にいたしたいと思つていますが、御異
議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認
めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記始めて。

暫時休憩いたします。

午後三時五十一分休憩

午後三時五十九分開会

○委員長(千葉信君) それでは休憩前
に引き続きまして、社会労働委員会を
開会いたします。

労働教育行政の指針に關する件を議題
とし、前回に引き続き、質疑を行います。
○御質疑願います。

○大矢正君 私はこの際、労働大臣の
出席をいたしておりますので、実は
緊急に大臣に質問を申し上げたい点が
あるのでありますが、それは今行われ
ようとしておる、あるいはまた、行わ
れている質上げ競争です。これに關連
して、特にきょうは午前中労働大臣
は、今非常に問題になつてゐる炭鉱の
争議に対して労働を招致していろいろ
談話を発表され、ないしは要請をさ
れ、そしてまた事情を聴取されてい
るようでありますが、私はこの点につ
いて緊急に大臣の所見を承ねたい
と思つております。この点動議とし
て、一つお取り上げ願いたいと思ひま
す。

○山本経勝君 ただいまの大矢委員の
緊急質問に対して賛成いたします。

○委員長(千葉信君) 大矢君の動議に
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) ではさう取り
廻びます。

○大矢正君 さつそく取り上げていた
だきましてまことにありがとうございます。
今日午前中、労働大臣並びに通産
大臣が、今、春の争議で非常に国民経
済に影響ありと思はれる炭労の争議に
對し、特に労使を招致して、日本の経
済の現状を述べ、争議の一日も早く
解決されることを要請され、また、労
働大臣は談話として発表されておるよ
うであります。きょうなされたまは
特に労働大臣の談話、この談話の意図
というものはどういふところにある

か、まずここから私はお尋ねをいたし
たいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎君) ここに全
文がありますが、長くなりますから簡單
に申し上げた方がよいと思ひます。も
し御必要があるならば、読み上げて御
参考に供したいと思つております。
が、政府といたしましては、今度の春
季争議に対する炭労の問題について特
に心配いたしました。それは石炭の貯
炭量がだんだん減つて参りまして、明
日から行われる向う五日間の争議が統
行されますと、大体一日あたり大い
の五十五、六の山の生産量は十一万ト
ンくらいになりますから、残りが八十
万トンはあるといつたようなことにな
りまして、ある産業においてはもう
二、三日分しかないところもあるし、
特に電気あるいは鉄道なんかにおきま
しても貯炭が非常に少いものでありま
すから、そういうことが起きて日本の
国民経済の上に非常に大きな影響を及
ぼすといふことは困る、政府としても
座視することはできないのであります
から、この際使用者、勤労者双方とも
大局的な見地に立つて、この窮状を
救つてもらいたいという意味におい
て、自主的に熱意のある自主的に争議
を一日も早く平和裏に解決つけてもら
いたい、これが政府の要請であり、ま
た、特にお願いであります。このこと
で、石炭経営者の伊藤会長初め、ほか
五、六人出席されました。片方、原
委員長ほか五、六人御出席になりました
で、そしてわれわれは、通産、労働、
官房長、三人が出席しまして要請を申
し上げたのであります。その場におい
て、まず原委員長からは、これはまあ
通例いつもやる方法じやないか、こう

いうことをやるということば後に緊急調整のようなことをやる意図があるのではないかという質問がありました。私は絶対そうという考えは持っていない、あくまでも労使双方において、熱意を持って平和裏に争議の解決をしてみたいというところを強く望んでいます。また次第であります。通産大臣からも今申し上げました石炭の事情及び日本経済の動向をお述べになりました。要請がございました。伊藤炭鉱の会長の方からも、労働代表のおっしゃる通りに、自分たちも相手のあることでないけれども、誠意を持って片づけるように努力するという答弁があった次第であります。以上簡単に……。

○大矢正君 ただいまの労働大臣の争議に対する考え方を承りました。多少将来についての疑問があるので再度お尋ねしたいのでありますが、本日、大臣が行われた労使を招致しての談話の発表というものは、これは何と申しますか、争議を具体的に解決をするという面では、なかなか直接的な動機にはなり得ないのではないかと、この感じを私は持つわけでありますが、なぜ私がそういうことを申し上げるかといひますと、大臣は談話の中でも具体的に述べておられるように、労使の各位は、今の日本の経済が、非常に石炭の労使の状態がうまくいかなくて、争議が起ることによって非常に混乱をするというところは十分わかっているはずであるが、こういうように大臣自身が述べられておる通り、炭鉱の労使とも今今の日本の経済の中で、石炭産業というものが争議を起し、これはいずれの責任を問わず争議が起り、そのために

に経済に影響するという点は十分労使も私はわかっておると思うのであります。その中で、本日労働大臣が談話を発表され、そしてまた要請をなされたようでありましたが、これだけでは争議の解決の直接的な動機にはなり得ない、実際問題として労使の要求の額の内容には、あるいはまた、経営者の提示の内容の中には相当な開きもありまするからして、こういう点ではなかなか争議というものは解決することがむずかしいのではないかと、実は見通しも立つわけでありませんが、こうなつて参りますと、大臣の談話の発表、あるいは通産大臣の要請のみをもってして、今の争議が円満に平和裏に妥結されるものとは私は考えられないわけでありまして、相当深刻な状態に立ち至るのではないかと考えるのであります。もしももしもこういふように、大臣の要請にもかかわらず、労使いづれが悪いかは別として、争議が今後も継続され、しかもそのことが、漸次日本経済に非常に影響を及ぼすような状況になつて参つた場合に、労働大臣としては、いかような態度対策を立てられるおつもりか、その点を承わつてみたいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎君) 労使いづれも現状のままで、いつまでも闘争をならみ合つていくことにはないと思ひます。それは労働者も使用者も一刻も早く片づけたという意思がなければならぬ。それがまた、日本民族として、日本民族の発展を考える者として当然のことであると思ひます。私は永久にこの争議が続くとは思つておりません。そこで、ただこの御指摘になりました両者の間の歩み寄りの中心が

どこにいくかということの問題であらうと思ひます。その問題は政府は不介入の態度をとつておりますから、そのすべきことが政府の労働行政としては当然のことでございますから、労働者の側の方に同情することあるいは使用者の方に肩をもつかうことを少しでも政府がいたしましたならば、それが実際の自然の経済の成り行きから見てもちんばになりますから、それは日本経済の破壊の原因になりますので、自然の状況において両者の歩み寄りといひますか、いわゆる平和裡に解決づけるという、両方とも最小限度の犠牲に於いていこうという話し合ひがつくべきであらうと思ひます。それを私は期待いたしております。そのために今度の勧告、要請をいたしましたのでございますが、いつまでも長くこの争議が続くということをお私に承えてもおりませんし、早く解決することを祈つてやまないものであります。

○大矢正君 先ほどの大臣の答弁の中に、緊急調整を發動するというような考え方はない、それから今の答弁の中では、明確にこの労使の争議には不介入であるという立場の表明があらわしな。そうなつて参りますと、かりにこれから争議が何日続くかは別とし、また、そのことが具体的に日本の経済にどういふ影響を及ぼすかはこれまた別として、介入をしないということとは、きょう労働大臣が労使を招いて談話の形式で、単に要請をするという立場で争議の解決に努力をしてみたいという表明をいたしておりますが、私は本質的にいって、大臣が労使の争議に介入をしないという態度であるとすれば、将来ともにこの談話や要請の域を

出ないものと、このように私は判断をするわけでありませんが、具体的にいいますれば、かりに緊急調整までの間に段階がいろいろありますし、大臣は、おそろく労働委員会に対してあつせんやあるいはまた調停や、こういう要請をされるというような場合も考慮されるわけでありますが、こういうことは明らかにもう介入ということに入らなと思ひます。ですから、大臣が労使に絶対不介入という立場の堅持というものは、将来としても、本日は行なつた談話の形式あるいは本日は行なつたというやうな軽い意味の要請、こういう程度を出ないものであるという判断を私は持つわけでありませんが、その通りに解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 言葉の上には現れた以上、陰に何にも隠れておりません。その通り了解をしていただければ差しつかえないと思ひます。

○大矢正君 そうすると、大臣、私は将来非常に問題になつてはいけないと思ひますし、それからあとと紛糾をしても困ると思ひますので、再度私はここで念を押しておきたいのであります。不介入の原則と、それからさうに、そのことをもつと積極的に具体的に表明をいたしますならば、緊急調整その他の発動は一切行わないという態度に変わりありませんか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 現在の情勢下においては、今のところそういうことを私は毛頭も考へておりません。○大矢正君 質問いたします。現在の情勢というその情勢の判断について一つ、説明を願ひたい。と申しますことは、これはもちろん経済の状態とか、あるいは労使間の状態とか、いろいろ

あると思ひますが、そういう今の状態ではこうだと言われますけれども、争議が続いていけば今の状態でないことは明らかなんです。そうすると、きょうの状態とあつた状態が變つてくることは明らかであります。それは労働大臣、抽象的な言葉の論議じゃなくて、私は具体的にのお尋ねをいたしたいと思ひます。かりに、あつたから争議が行われたとする、そうすると、さつき大臣が言われたように、一日の争議で何十万トンという石炭がこれを出ないことになるわけですか。そうすると、何十万トンの石炭が出ないということは、それだけ日本の各産業には相当影響を与えるということもこれも事実でありますからして、これはきょうの状態とあつた状態は、変化していることは事実です。ですから今日の状態であると言われる立場というものが非常に私は問題があると思ひますので、その面に対する大臣の御見解を承わりたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) 私は先ほど申し上げましたように、労使双方間において平和裡にかつ自主的にきめてもらいたいということが私の信念なんです。それを自分に行おう、そういうようにぜひやつてもらいたいという考えなんです。片方でやらなければ、それ緊急調整をやるぞというような態度では、目的を達成することはできない。私はあくまでも現在の状況においてこれは平和裡に、自主的に話を進めてもらいたい、それがまた、労働省として当然のべきことであるし、労使間においてもそういう、この前二十六年でしたかにやりましたような緊急調整をやるというようなことは、労使間

においても恥辱なんです。ですから、労使並びに日本政府は三位一体になってそういうことのないように解決をつけて、日本経済に影響を及ぼさないようにすべきことが、今日のわれわれの立場であると思うのです。私は今のところ、緊急調整をやるという考えは持っておりません。

○山本経勝君 関連して。今の大臣のお答えの中に関連するのですが、先ほど大臣はおっしゃったように、現在貯炭が八十万トンと推定され、かりに一日ストライキをやりますと、今の炭労働者だけで大体八十万トンくらい減産するのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 十一万トンです。

○山本経勝君 炭労働者だけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 炭労働者だけです。十一万トンです。大体十七万トンくらい出ているのです。

○山本経勝君 大体そういう形勢ですと、今の非常に懸念されている貯炭量の減少に伴い、たとえば電気の方に故障が起る、あるいはまた、国鉄の輸送に影響が起るというようなことが具体的ににかりに予想されるような事態になったときには、大臣の言葉裏を伺って、緊急調整も発動することがある、こういうふうに理解していいですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 電気が消えたり、鉄道が走らなくなったり、国の経済状態が麻痺状態になるというようなことが目の先に現われておる今日においては、私は使用者も労働者もその事実を目の前に見ている以上、そこへ追い込むような考え方で押し合はねども、お互いに話し合いでつけるこ

とは、日本民族の今日持つておる考え方ではないかということが私の理念なんです。そこで、これは終戦直後の二十五年から二十六年ころまでであれば、非常にものがへんばであって足りない場合がずいぶん多かったものでありますから、そういうところで押し合つたから、今日の経済情勢においては、同じ春季闘争をやりますしても、住は大体統計上足りないので、衣食は二十五、六年以前の状況に比べては非常に緩和されております。そこで問題は、分配の度合いをどうしようかというところにあるのでありますから、もとのような真空中のところへ行かないうちに平和裡に片づけるべきじゃないか、私はそれを祈つてやまないのです。そこで緊急調整を出してそこで政府と使用者、労働者がけんかをするような態度でやるようなことは好ましくないのです。私はやりたくない、これはほんとうに私はそう思っております。

○山本経勝君 これは労働大臣に直接関係があるというよりも、むしろ通産大臣の所管に属する問題ではあります。が、労働とは緊密な関係がありますから、特に私はこの際、大臣に御考慮を願いたいのは、本年度政府の方針では、大体五十二万五千万トンの出炭計画を一応持っている、ところが、実際にこの目標が達成できるかどうかというところは、一応疑問の中にある。これだけ争議をやつても貯炭はすでに争議前において三十万トンしかなかったという状況なんです。それからそれにもかかわらず、一方では六十に達する中小炭鉱が買いつぶしになりつつあるのです。で、年間出炭量というものは約二百萬トン、一方ではこうして政策

的に炭鉱を買いつぶして、押えておいて、そうして全体の出炭量は非常に不十分な状態、貯炭の円滑化を欠いておる、いわゆるランニング・ストックと称するものが普通約二百萬トン程度必要なんです。それだけ確保できぬような施策が行われておると、ところが、最近聞くとところによると、さらに国鉄は年間大体四百萬トンですか、必要としておる。その中の割五分程度は国鉄自身で生産している志免鉱業所の石炭によつて……、ここは一カ月五万トン、約年間六十萬トンを生産する、これを分離してやめようという、こういう政策と一連の関連をもつて石炭が足りないという現状に追い詰められておる、しかも炭価はつり上げられておる、こういう状態にとらひ合せてこの際はお考え願わないうと、炭労働の争議もただ単に今お話をうに、労働双方の良識による解決に期待するものである、これはまことにうらやましい話です、また、不介入の方針そのものも私も非常に敬意を表するところで、ところが、実際問題は労働大臣の手によつて必ずしもその点がどういふふうにもなるというところにはなせな

い場合もあると思う。つまり内閣の施策の方針としてやはり閣議の決定を必要とするような事態が発生するというところ、どういふことが起るか。先だって新聞で見ますという、御承知のように、炭労働争議に備えて百万トンの緊急外炭輸入という見出しで、でかどかと言き立てられておる、こういうことは単に労働大臣だけの手でもって……いかに労働大臣がほんとうに労働者を思ふ、あるいは労働者の関係の円滑な確立を望むというお考え方があつても、

閣議でもつてそういう線が打ち出されてくるときには、なかなかそれは簡単に参加と判断せざるを得ぬ。しかし、きょうは私も一応ただいまお答えになった争議不介入、労使の自主的解決への期待、緊急調整等はまして発動する考えもない、こういうお言葉を期待して、一応この点の質問を打ち切りたいの思ひます。

○委員長(千葉信君) 上程されました議題について御質疑を願います。

○山本経勝君 それでは、前回、労働次官通牒を中心にしていろいろ質疑を続けて参りましたが、さらに大臣の御出席をいただきましたので、この際総て御質疑を申し上げたい。

なお、その初めに私は大臣に重ねて御要望を申し上げておきたいのです。この社労の委員会であるほど多く問題があります。法案等もございす。しかし、厚生省と労働省と二つの省にまたがった法案、政策等の審査をしておるのでありますから、何を申しましても主管大臣は労働大臣と厚生大臣です。ところが、本日などの委員会の状況を見ますというところ、この点まことにその不満や方のないものがある。あらかじめ理事会でもって日程だけを相談をし、そうして委員長を通してそれぞれ出席要請があつていと思ふ。ところがその日になって、いや何やら委員会がある、あるいは予算委員会もある、本会議もある、こういったようなこと、これは国会開会中ですかから当然ある会議なんです。そこで、こうした会議の輻輳も私も事情わかるのです。しかし少くとも主管大臣が委員会に出て見えないということでは、

は、まじめに審議ができるとお考えになるのか、これは少くとも今後の問題として、また、これは長い期間この国会もありましたし、また、その次もあることでしようが、主管大臣が欠席をされた姿で、そうして事務当局とここでいかに応酬をしてみても最終的な締めくくりにならないと思うのです。むしろ国会審議の経済的な、能率的な運営からいいますと、私はやはり主管大臣は当該委員会に対してはまず優先的に出席をしていただくべきだと思ふ。それでなるほど衆議院、参議院両方並立されておりますから、その間の調整等は必要とするでしょう。しかし来られないなら来られないということで、一応大臣が顔を出して事情を説明なさるくらいなことは私は当然のことではないかと思ふ。私まだ期間は短かいのですが、二十回国会以来この会議にずっと出ている。ところが、どうもその労働、厚生両省の所管大臣が歴代委員会を軽視される傾向にあるように感じておる。この点は、一つ今後の問題として特に御留意を願つておきたいと思ふ。

そこで前回、これは局長の方からのお話であつたわけなんです。この点もあらためて確認をしていく方が都合がいいと思ひます。次官通牒というものを求めておきたい。次官通牒というものが教育指針という形でもって都道府県知事あてに通達された。そこで、これについてはむしろ労働省のしかるべき会議、省議といひますか、そこで御決定になって、労働大臣が次官をしてこの通達を出させた、こういうことなのか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 先ほどの

出席の問題について私弁明申し上げま
す。前もって総務課長及び連絡係りの
間には、きょうは非常に幅狭いおる
ように申し上げたのでありますが、非
常に御迷惑を掛けまして申しわけな
いと思っております。今後決して軽視す
るところではありませぬ。私は衆議院
は昭和十二年以来出ておりますから友
だちが多い、自分の里へ帰ったよう
なつもりであります。参議院の方は親
の前に引き出されるような気分なん
です。非常な敬意と感謝を持っており
ます。それでだから敬遠するのじゃな
いかと思う、こういうのじゃありませ
ん。しかも私の政府委員室は参議院の
中にあるのです。けれども、きょうは
朝からのことをいれども、八時半に家
を出て九時に開議なんです。十時に勤
労者との、炭労との会に出たんです。そ
れから十時半に衆議院の社労で昼まで
やっただけです。それからその次に本
会議なんです。今衆議院の予算委員
会から、社会党の北山愛郎さんがぜひ
来いといつてメモが来ているのです。
それで向うへ行つてはしかられ、こっ
ちへ来てはしかられる。どうしていい
かわからないのです。実際私は正直
に言うとおる。私はできるだけやりま
すから、一つ御協力をお願いしたいと
思います。

それから次官通牒の問題について
は、これはしばしば述べておりますよ
うに、まあ日本の労働運動というもの
は前もありましたけれども、具体的に
行われたのは戦後において具体的に
行われておりました。それがだんだんと
進歩向上いたしておりますことは言
うまでもありません。けれども、まだ不
十分だといふようなところはないとい
ふ言わないわけでありませぬ。そこで、
昨年労働組合法ができてから十年、ま
る十年になりますから、その十周年記
念の場合に一つこれを指針を出した方
がいいと、教育指針を出した方がいい
といふことにきまつたようでありま
す。そこで、一年かかってこれができ
上つて、私が就任した三週間後くらい
にこの通牒をたしか一月十四日と思
います。出すことになったのです。
その前に、次官を初めといひまし
て、局長その他から十分に内容の説明
を受けております。で、私もこれはこ
の際、都道府県を通じて直接には組合
員あるいは間接には一般国民にこの説
明を知らせることが必要である、その
上に健全な労働組合の発展をさして、
それで日本の生産を高め、日本の経済
をよくすることがほんとうであると、知
らないうちに思つたのでありまして、知
らないものに判を押したのではないかと
いうことは絶対にございませぬ。私は
あくまで責任を持ちますから、どうぞ
そのつもりで御質問をお願いしたいと
思います。

○山本経勝君 先日の中西政務局長の
御説明によりますと、労働施策の一つ
として都道府県知事に助言をしたので
あると言われた。次官の名において出
されておりますが、大臣の承認を得
て、いわゆる命によつて通牒を發せら
れた。そして都道府県知事は労働教
育に関する指針として、貴重ないわゆ
る指令として受け取つて、そうしてそ
ういふような業務を推進するのじゃな
いかと思ふのですが、その点どうなん
ですか。大臣に……。

○國務大臣(松浦周太郎君) こつちか
ら説明した方がいいんじゃないです
か、今のお問いに對しては。

○山本経勝君 局長からはこの前何
ておるわけですか。それを念のために、
大臣が承認をされた、そして次官を
して通牒を發せられたのだといふこと
を、そのことを確認しておかないこと
と、あととの話を進める上に順序が変動
したりして困りますから……。

○國務大臣(松浦周太郎君) 局長の答
えた通りであります。

○山本経勝君 そうすると、もう一度
伺いますが、労働省のしかるべき会議
の決定に基いて、次官の名による通牒
を發せられた、これは労働大臣の命に
よつてなされるものだ。そこで都道府
県知事に労働教育指針なるものがこの
通牒として渡つていく、その通牒は、
いわゆる都道府県知事がその内容に
従つて労働教育行政をつかさどる、こ
ういふことになつておるのです。とこ
ろが、中西さんのお話では、そうでは
なくて、単なる助言をしたといふ弁護
をしておる。施策の必要な助言であ
る。これは私は從來の、いわば大臣の
命による通牒とはよほど性格を異にす
ると思ふのです。しかもそれは拘束が
あつてはならない。その点はどうなん

ですか、これは局長からでもよろしい
のですか。

○政府委員(中西實君) 常識的に考
えれば、次官名通牒といふことにより
まして知事がこれを体して施策するとい
ふことでございませぬ。しかしながら、
地方自治法によりまして、中央官庁と
知事との関連といふものはつきり規
定されております。で、この知事のや
りませぬ事務に二つございまして、国の
事務を法律によつて委任して行なつて
おる事務とそれから府県固有の事務
とあるわけですから、この労働の事
務といふものは府県固有の事務になつ
ておるわけですから、そうしますと、地
方自治法の二百四十五条の三の四項に
よりまして、主務大臣といふものは、
地方公共団体に対して「その担任する
事務の運営その他の事項について適切
と認める技術的助言若しくは勧告を
し、又は当該事務の運営その他の事項
の合理化について情報を提供するため
必要な資料の提出を求めることができ
る。」これがつながらないのであります。
従つて法律的に正確に言いますと助
言、勧告と、こういうことでございま
す。しかしながら、中央、地方の實際
の運用といたしましては、まず地方が
主務大臣の命を受けて出しました通達
には、これは一応従つてくれ、その
方針によつて運用してくれ、これを期
待しております。

○山本経勝君 中央と知事との関連は
よくわかりました。そこで、助言と勧
告といふ言葉が使われておりますが、
内容からいいますと、この前しばしば
繰り返して議論をこころしたところな
んですが、つまり行政解釈ではない。
行政解釈とは、施行してある法の適法

であるかといふことに関する見
解を明らかにするものであると言われ
てゐる。ところが、この教育指針な
り、通牒の中身を見ますと、労働関
係三法、特に労働組合法を中心とし
て、あるいは労働法さらに労働基準法
等にもまたがっている、協約等を通し
てまたがっていると思ふのですが、
こうした労働三法の法規解釈というも
のがさらに入っている。従つて、行政
解釈ではないと言われながらも、実は
行政解釈の内容を持つてゐることは私
ですが、こういうことになると、この助
言なりあるいは勧告の相違といふもの
は一体どういふところにあるのですか
ね。

○政府委員(中西實君) 前にも申し
ましたように、こういった通達はこの
に始まつたものではございませぬ。今
までも何んか地方知事あつてにそう
いった通達が出てゐるわけでありま
して、すべてこれは大体同じような性
格を持つてゐるのであります。行政解
釈といふ正確な表現につきましては、
義は一定してございませぬけれども、
いわゆる行政解釈といふのは法の適法
法といふことをはつきりと行政官庁の
方できまして、それによつて一応行
政官庁が施行する場合に行政解釈と言
います。ところが、この前申したかと
思いますけれども、労働関係法につ
きまして、つまり労働局の担当してお
ります法律につきましては、労働大臣
の直接権限として持つてゐるところは
少いのであります。従つて、法に對し
まして一応の解釈を下して、それを一
応の準拠とするところとして行動して
もらいたい、こういう程度のものでし

て種々のものが出されているわけでございます。今回出ましたこういった種類のものは、今まででも幾つも出ておりますので、ただ内容的に、今度のものが労働組合活動全般に及んでいるというところに特異な点があります。内容的に特徴がございすけれども、珍しいものじゃないというふうに考えております。

○山本経勝君 珍しいものでないことは私もよく存じております。たくさん出ていることもよく存じております。そこで、この前の、前回の局長の御説明では、今まで出した多くの通牒を大成したものであるという御説明もあつた。これはよく存じている。ところが、昭和二十三年の十二月に、この前もちょっと触れたと思いますが、労働組合規約及び労働協約に関する教育指針と称するものが出された。われわれが非常に印象深く考えることは、当時もつと占領下ではありましたが、御承知のように、二十四年の七月には労働組合法が改正になった、そのうすると、この種の一般的な通牒な組合運動に関する広範な指示が通牒という形で省議の決定を待って行われることには何らかの意味がありそうだが、労働組合法あるいは労働法等を含めて労働関係、特に基準法がせんだつてから問題になって、労働省では調査会を作つておられる、基準法改正に関する調査会が作られている。その前から、すでに昨年、一昨年から労働法改正という声が使用者団体、特に日経連等から非常に強く出ていることは御承知の通りであります。そこで二十三年のことを思い出しますと、当時は占領

軍が中心になつて勧告に基く改正であつたかに記憶いたしますが、今度は占領軍ではなくて、日経連が中心になつて、労働三法改正に関する意見が強く出ておられることは周知の通りなんです。そこで、労働者の団結権、憲法が保障している労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権、こういったものに對する大幅な法改正以上の強力な広範な大臣の依命通牒が発せられたということは、一つには労働法改正が非常に困難な課題である、強力な労働者の抵抗もあるだろうし、あるいは国際情勢にも関連をする、そこで、非常に邪推した言い回しもしれませんが、労働法改正という仕事をやり遂げたいけれども、これは実際のにもまた、国内的にも容易なわざでない、そこで実質上その改正をしなくても済むような次官通牒という形でもつてこの通牒の形式で、しかも内容に至つては巧妙な労働者に対する教育指針であるというまことに風当りのいい、また、表面的なだらかな形でもつて打ち出されてきた、こういうふうな解釈が行われておるし、また、そういう考え方があながち虚説、あるいは虚構だというふうにも考えがたい節々がある。さらに言葉を續けて申すならば、今問題になつておる労働三法の改正の地ならしをこの次官通牒でもつてやつていこう、こういうふうなことが考えられておるのではないかという、これは私はそうも考えておりませんが、そういう説があります。そこで、一つその点について、大臣からはっきりした御答弁を願つておきたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今の教育指針として出しました次官通牒は、労働三法改正をする地ならしだというふうなことは毛頭ありません。私は今の労働三法そのものではなく、今の日本の中小企業の現状においては救われたいという陳情はしばしば受けております。また、自分も中小企業の一人でありますからその苦痛は十分なめております。他国を旅行いたしましたときに、ドイツ及びイギリスその他の労働法を全部見ましたが、業種別にやっておる場合が多い。特に運送法あるいは工場法などというものは、その工場法、運送法の中に労働についての規制があります。日本のように全部一律一体に一つの法律によつてやるといふことについては、これは私は長い将来はだんだんと進歩するに従つて直されていくであらう、こう思うのであります。私は直す考えは今持つておりません。中小企業に対しては、摘発主義を廃止して、もつと拡大解釈と申しますか、教育をしなから生産を上げさせて中小企業が引き合ふようになるならば、だんだんと時間の方も縮減していくというふうなふに、お互いに相談し合つて、われわれの第一線における基準局長と経営者団体とが相談し合つて、だんだんと今の労働基準法に近寄らせるように彼らも進歩をさせたというふうなことを考えておりますが、今の場合において、この労働基準法等労働三法というものを直すというところになると非常に摩擦が起きまして、現在以上に国家が損失すると思ひますから、これを直す考えは毛頭持つておりません。

○山本経勝君 今の大臣のお話、労働三法に対して改正の意図はないという明言については、そのように一つ御努力いただきたいと思います。ところが、その問題は今お話をなつた中小企業の場合に、現在の労働法による組合法も基準法が中心ではないかと思ひますが、そういう点からいへばゆるゆる主義ではなくてむしろ拡大して保護しつつ、一方理解を深めて育成するといふようなお考え方、それは一つの悪いお考え方ではない。ところが、大臣は中小企業者の経営者の実態というものをよく御存じになつていないと私は思ふ。そこでこの間も質問申し上げたように、現に起つていふ事件を、具体的な事例によつて御報告も求めたわけですが、これは後ほど局長の方からいただくとして、問題は個々の事件を見ても参ると、ただいまお話をなつたような心持とは全く違つて、経営者の心理というものはどこまでももうければいいというふうに尽きています。そのことが労働者に対する不当な圧迫になつて現われる。組合運動にしましても、組合を作るとすぐに切りくずしをかける第二組合を作つて、自分の側に組合を置いてそして第一組合と戦わせる。こういうようなやり方がひんぱんと起つていて、こういう点から実は報告を求めたわけなんです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今の問題は、この間本会議においてそういう問題をお聞き願ひまして、私も答弁が少し悪かつたやうであります。後刻ある機会においてよく御説明もし、私も考え方を申し上げたいと思ひますが、今の中小企業の連中の誤まつた考えで企業の経営をしていふという点もともに教育する必要があると思ふのです。それは労働者ばかりではありません。それは両方ともやはりそこへ持つていかなければならない。特に中小企業の場合においては、日本の経済の実態から見ても、中小企業にせよ寄せられていふものですから、非常な無理な経営をしなければ、もうけようといふよりも倒れないようにしようといふことの方に集中されている。それは今日の手形の、一年に五十万、一千万も出るといふ不渡手形の現状から見れば、その不渡手形が大体平均七万五千円くらいです。これは神武以来の好景氣といひますけれども、それは私どもの政策が貧困であります。ただあるところには、神武以来の好景氣かもしれない。しかし、日本全体から見れば、失業の面から見ても、中小企業の面から見ても、景氣は偏在しているのです。だからほんとうに政策をやるとすれば、地ならしの方向にやらなければいけないと思ふ。そのまづ最初に行なつたのが減税であり、一千億政策であつて、一ぺんではできませんから、徐々に直していききたいということが私どもの考えなんです。

○委員長(千葉信君) 質問の途中でございしますが、衆議院の予算委員会の方から再度大臣に対する出席要求が来ておりますので、このまま次回に続行することにして、本日はこれで散会したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) では、これをもって散会いたします。

午後四時四十八分散会

請願者 福島市杉妻町二五福島
県留守家族連合会内
紹介議員 鈴木実
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七一九号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 千葉市川市市川町四
ノ一、九一四 近藤包
芳

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七二〇号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 山口市山口県庁世話課
内山口県在外同胞引揚
促進協議会事務局内
足立文男

紹介議員 木下 友教君 安部キ
ミ子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七二二号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 山口市山口県庁世話課
内山口県在外同胞引揚
促進協議会事務局内
足立文男

紹介議員 木下 友教君 安部キ
ミ子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七二二号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 山口市山口県庁世話課
内山口県在外同胞引揚
促進協議会事務局内
足立文男

紹介議員 木下 友教君 安部キ
ミ子君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七二二号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 山口市山口県庁世話課
内山口県在外同胞引揚
促進協議会事務局内
足立文男

第七二二号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 岩手県盛岡市内九五八
岩手県海外残留同胞引
揚促進同盟内 千田正
小笠原二三男君

紹介議員 小笠原二三男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七二三号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 千葉県船橋市飯山満二
ノ六〇二 古橋たか
ノ六〇二 古橋たか

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七五〇号 昭和三十三年二月十五
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 千葉市市場町二千葉県
留守家族連合会内 網
中源蔵

紹介議員 伊能繁次郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七五九号 昭和三十三年二月十六
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 三重県尾鷲市九鬼町三
重県留守家族会内 川
上義輔

紹介議員 堀木 鎌三君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七五九号 昭和三十三年二月十六
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 三重県尾鷲市九鬼町三
重県留守家族会内 川
上義輔

紹介議員 堀木 鎌三君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七六〇号 昭和三十三年二月十六
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 佐賀市白山町七三 中
村功

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七六五号 昭和三十三年二月十八
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町南
大萱 松田はる

紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七七三三号 昭和三十三年二月十八
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 東京都足立区千住二ノ
一八 鯨岡兵衛

紹介議員 三浦 義男君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七七四号 昭和三十三年二月十八
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 愛媛県松山市萱町二ノ
八九愛媛県外地抑留者
家族会連合会内 和田
利治

紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七七四号 昭和三十三年二月十八
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 愛媛県松山市萱町二ノ
八九愛媛県外地抑留者
家族会連合会内 和田
利治

紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第八二六号 昭和三十三年二月十九
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 長崎市立山町一長崎県
留守家族連合会内 戸
島久四郎

紹介議員 藤野 繁雄君 西岡
ハル君 秋山俊一郎君
本多 市郎君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第八五五号 昭和三十三年二月十九
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 福岡県八幡市三条三
仰木利津夫

紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第八七七号 昭和三十三年二月二十
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 熊本県上益城郡嘉島
村 藤岡末彦

紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第九三七号 昭和三十三年二月二十
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 愛媛県松山市萱町二ノ
八九愛媛県外地抑留者
家族会連合会内 和田
利治

紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第九三七号 昭和三十三年二月二十
日受理

未帰還者、留守家族等援護等に関する
請願

請願者 愛媛県松山市萱町二ノ
八九愛媛県外地抑留者
家族会連合会内 和田
利治

紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

請願者 長野市県町議事堂前長
野社会会館内長野県在
外同胞帰還促進家族連
盟内 飯田貞佐久
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じ
である。

第七〇九号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設
置の請願

請願者 北海道亀田郡七飯村字
本町国立第一療養所
内 草刈一郎外百九十
一名

紹介議員 市川 房枝君
国立病院、療養所における准看護婦の
身分向上を図り正看護婦として看護業
務に専心せしめるため、(一)全国各プ
ロックごとに一箇所国立の准看護学院
の進学コースを設置すること、(二)現
在の地位を休職のまま修学できるように
すること、(三)看護学院と同様奨学
金制を採用すること等の実現を図られ
たいとの請願。

第七二四号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設
置の請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町国
立横浜病院内 山川英
夫外百六十三名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じ
である。

第七二五号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設
置の請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町国
立横浜病院内 山川英
夫外百六十三名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じ
である。

第七二五号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設
置の請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町国
立横浜病院内 山川英
夫外百六十三名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じ
である。

第七二五号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設
置の請願

請願者 横浜市戸塚区原宿町国
立横浜病院内 山川英
夫外百六十三名

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じ
である。

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 千葉市辺田町五七八国

立下総療養所内 遠藤 淳外百四十九名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七二六号 昭和三十三年二月十五

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 福岡県杵臼郡古賀町国

立福岡療養所内 竹本 ミネ外七十五名

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七五三三号 昭和三十三年二月十六

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町

大字黒浜国立埼玉療養所内 茂木恒久外百六十八名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七五四号 昭和三十三年二月十六

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 宮城県登米郡新田村東

北新生園内 高橋久枝 外六十七名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七六二二号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 山形県米沢市大字三沢

国立米沢療養所内 渡 辺明外十二名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七六三三号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 栃木県宇都宮市駒生町

三、三四三国立宇都宮 療養所内 染谷幸子外 四十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八〇九号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 長野県松本市旭町全医

労松本病院支部内 大 久保佐助外百三十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八一〇号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 長野市大字上野四七七

国立長野療養所内 湯 本智生外三百八十五名

紹介議員 棚橋 小虎君

国立病院、療養所における看護婦の身分向上を図り看護婦として看護業務に専心せしめるため、(一)各県下に一箇所国立の看護学コースを設置すること、若しこれが不可能の場合は各ブロックに三箇所これを設置すること、(二)奨学金制並びに全寄宿舎制を採用すること、(三)夜勤手当、超過勤務手当、危険手当を支給すること等の実現を図られたいとの請願。

第八一一号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 佐賀県藤津郡郷野町国

立藤野病院内 三浦省 二外四百三十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八一二号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願(二通)

請願者 東京都世田谷区大蔵町

一五二ノ一国立大蔵病 院内 佐藤スミ外二百二十名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八一三三号 昭和三十三年二月十八

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 福岡市野多目五九五

吉武リウノ外三百三十 名

紹介議員 阿具根 登君

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願(六通)

請願者 新潟県西蒲原郡内野村

大字五十嵐浜全日本国 立医療労働組合内野支 部内 市村角一外三百 六十九名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八一六号 昭和三十三年二月十九

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 神奈川県秦野市落合国

立神奈川療養所内 佐 藤キヌ外九十四名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八五八号 昭和三十三年二月十九

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 福岡県小倉市中原東町

二丁目 宮本正外八十 七名

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八五九号 昭和三十三年二月十九

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 福岡市野多目五九五

吉武リウノ外三百三十 名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八六〇号 昭和三十三年二月十九

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願(二通)

請願者 新潟県高田市内南本町三

丁目国立高田療養所内 服部修外百十四名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八七四号 昭和三十三年二月二十

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 宮城県亙理郡山元町高

瀬字合戦原一〇〇国立 宮城療養所内 鈴木亨 子外百九十三名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第八七五号 昭和三十三年二月二十

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

請願者 宮城県日南市大字平野

五、七四一ノ三国立日 向療養所内 文字一夫 外四十六名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第九〇〇号 昭和三十三年二月二十

日受理

国立病院、療養所に准看護学コース設置の請願

二六

地町七 伊佐治藏
 井上 清一君
 紹介議員
 この請願の趣旨は、第七一〇号と同一である。

第七二七号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 福岡市西堅柏上平田町
七六 福田勲外九十六
名

紹介議員 山本 経勝君

国立病院、療養所における看護婦の
産休のための定員を確保するとともに、
安心して出産できるように措置を講ぜ
られたいとの請願。

第七二八号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 北海道旭川市花咲町七
丁目国立療養所旭川病
院内 大原泰子外八十
五名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第七五二号 昭和三十三年二月十六
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 福岡市野多目五九五
吉武リウノ外四百三十
一名

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇二号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願(三通)

請願者 神奈川県秦野市落合五
〇〇国立神奈川療養所
内 佐藤絹外三百四十
七名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇三号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 秋田県由利郡岩城町国
立道川療養所内 大谷
秋雄外九十八名

紹介議員 鈴木 一君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇四号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 佐賀県藤津郡藤野町国
立藤野病院内 三浦省
二外四百三十二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇五号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願(六通)

請願者 新潟県高田市内南本町三
丁目国立高田病院内
服部修外五百一十一名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇六号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願(二通)

請願者 島根県松江市上乃木町
二、二二〇 大山キク
エ外二百二十六名

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇七号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願(五通)

請願者 東京都世田谷区玉川用
賀町二ノ一 恩田良
平外八百四十三名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八〇八号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願(四通)

請願者 長野市上野国立長野療
養所内 三村美恵子外
五百六十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八二七号 昭和三十三年二月十九
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 名古屋市中区和区川名山
町六国立八事療養所
内 久礼千代子外二百
三十三名

紹介議員 草葉 隆園君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八五六号 昭和三十三年二月十九
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 福岡県粕谷郡古賀町国
立福岡療養所内 江島
貴美子外七十八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八五七号 昭和三十三年二月十九
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 福岡市国立療養所屋形
原病院内 村瀬ヨシ子
外百七名

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八七六号 昭和三十三年二月二十
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 宮崎県日南市大字平野
五、七四一ノ三国立日
向療養所内 文字一夫
外百二十五名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第八九〇号 昭和三十三年二月二十
日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 熊本県菊池郡泗水村国
立菊池病院内 広田久
男外百五十二名

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第九七四号 昭和三十三年二月二十
一日受理

国立病院、療養所における看護婦産休
のための定員確保の請願

請願者 福岡県小倉市中原東町
二丁目 宮本正外百三
十五名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第七二七号と同じ
である。

第七二九号 昭和三十三年二月十五
日受理

国立療養所等の増費増額に関する請願

請願者 兵庫県小野市南青野国
立青野療養所内 照
島寿太郎外三百七十四
名

紹介議員 河合 義一君

国立療養所、国立病院における給食賄
費は、一日九十六円十銭であるが、現
在の物価状態から見て明かに栄養補給
困難であり特に栄養を必要とする結核
患者並びに重症者等の給食については
まことに憂うべきものがあるから、国
立療養所、国立病院の給食賄費を公
立、私立病院と同様百三十円に増額す
るよう予算措置を講ぜられたいとの請
願。

第七九六号 昭和三十三年二月十八
日受理

国立療養所等の賄費増額に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保国

立新湯療養所内 山際

広外五百五十四名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第七二七号 昭和三十三年二月十八日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所内 小野康

一外千九百一名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第八四七号 昭和三十三年二月十九日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 東京都世田谷区大蔵町

一五一国立大蔵病院

内 一乗明外六百六十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第八九九号 昭和三十三年二月二十日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三

ノ一、一六一国立中野療養所内 大沼涉

紹介議員 山本 経勝君

結核療養患者は、特に栄養を必要とするものが医学的に明らかとなつてゐるにもかかわらず、国立療養所の給食まかない費は、公私立の給食純材料費一日百二十八円であるのに対し九十六円十銭という低額に抑えられてゐるた

め、入所者の九十九パーセントが何らかの補食を必要とする実状で、結核療養患者の最大の悩みなつてゐるから、国立療養所のまかない費増額の措置を講ぜられたいとの請願。

第九〇九号 昭和三十三年二月二十日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向在內 小川正男外五百四十八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第八九七号と同じである。

第九四〇号 昭和三十三年二月二十一日受理

国立療養所等の賠償増額に関する請願

請願者 東京都調布市小島町一

七ノ一 高橋善之介

紹介議員 重感 壽治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第七五七号 昭和三十三年二月十六日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 奈良市錦屋町二ノ二

西村順蔵

紹介議員 新谷寅三郎君

一部負担の増大、保険医・医療機関の二重指定、官僚的監査の強化、支払基金法の改悪特に審査の強化等は、医療保障の本質をゆがめるとともに、社会保険医療を不安と混乱におとしめるから、健康保険法等の一部改正には反対であるとの請願。

第七五八号 昭和三十三年二月十六日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 福井市相生町八五 島

田博道

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七六六号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市橋本町五

五 大西輝彦

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七六七号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町八

幡山 鈴木喜平

紹介議員 関根 久蔵君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七六八号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 大分県大分郡大分村木

ノ上三三九ノ一 渡辺

善朝

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七六九号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 青森市大字浦町字橋本

七四ノ一 大高文雄

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七七〇号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 富山市総曲輪四二九

堀地四朗

紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八一四号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本国立

大阪療養所内 小野康

一外千五百七十八名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八二〇号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 福岡市因幡町二五ノ

一 清沢又四郎

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八二二号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 富山県婦負郡和合町田

町一〇 辻口喜代治外

一名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八二三号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 鳥取市寺町一〇二 村

江正民

紹介議員 手島 榮君 仲原

善一君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八二四号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 愛知県知多郡大府町国

立愛知療養所内、間瀬

知多夫外五百七十九名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八四八号 昭和三十三年二月十九日受理

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎二ノ一二教養病院内 岡島誠

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八四九号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡小平町小川森風荘内 下条勝麿外二百八名

紹介議員 島 清君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八五四号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 熊本市南千反畑町二二 松井金吾

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第八七八号 昭和三十三年二月二十日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六国立中野療養所内 大沼涉

紹介議員 山本 経勝君

請願者 宮崎市宮田町一ノ五宮崎市医師会長 大田原靖喜

紹介議員 竹下 豊次君 平島敏夫君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第九六七号 昭和三十三年二月二十一日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願(六通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町国立清瀬病院内 野中三千雄外七百九名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第九六九号 昭和三十三年二月二十一日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市武町五〇六鹿児島県医師会長 田平栄造

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七五七号と同じである。

第七六一号 昭和三十三年二月十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四全国公衆浴場組合連合会内 伊藤栄次郎外七名

紹介議員 前田佳都男君

国民の保健衛生に至大な関係を持つ環境衛生関係の理髪業、美容業、公衆浴場業、旅館業、興業場業及びクリーニング業等は、それぞれ業種別単行法が制定され、各般衛生措置の完べきを期しているにもかかわらず、その保護助長の措置が全く講ぜられていないため、最近各業種とも激増の一途をたどり、過度の競争に陥り、非合法的な不健全経営の営業者が続出し、いまや正常な営業者はその圧迫を受けている状態、わが国公衆衛生の維持増進は阻害されているから、すみやかにこれら営業者の経営の適正化を図る法の制定を期せられたいとの請願。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 山口県岩国市国際空港前 西村泰明外二十二名

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第八八七号 昭和三十三年二月二十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 秋田県大館市御成町二丁目 滝金雄外四十八名

紹介議員 鈴木 一君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第九一五号 昭和三十三年二月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 山口市河原二一山口県クリーニング協同組合理事長 中野三郎

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第九五八号 昭和三十三年二月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 栃木県佐野市久保町二一六栃木県クリーニング業協同組合理事長 石田三十郎外一名

紹介議員 横川 信夫君

この請願の趣旨は、第七六一号と同じである。

第七七五号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区烏山町

六ノ一三 菊地一郎

紹介議員 野坂 参三君 岩間 正男君

政府の企図している健康保険法の改正案は、医療保障の本質をゆがめ、また、被保険者の生活水準を考慮されてない改悪であるから、健康保険法の改正には反対するとともに、生活保護法の最低生活基準額の引き上げ、まかない費の増額、後援施設強化等の実現を図りたいとの請願。

第八一五号 昭和三十三年二月十八日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町国立愛媛療養所内 水沼 翼

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第八五〇号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台二ノ五、八九八飯沼病院

内 上野信吉

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第八五一号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区谷原町一ノ五六三富士見丘静風

庄内 漆原寅男外百五

名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第八五二号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願

請願者 長野県小諸市国立小諸療養所内 小山三次郎

外百七十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第八五三号 昭和三十三年二月十九日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡狛江町

岩戸六九三私立東京多

摩病院内 今枝茂太

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第九六八号 昭和三十三年二月二十一日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願(五通)

請願者 東京都南多摩郡稲城村

大九一、二二四村立稲城病院内 須田正明外

五百五名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第七七五号と同じである。

第七九八号 昭和三十三年二月十八日受理

結核回復者の就職確保に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内 山際

広外五百七十二名

紹介議員 藤原 道子君

最近結核治療の飛躍的進歩は、社会の関心の高まりと歴代政府の適宜な対策等の経済的裏付けによつて不治の病名を返上し回復者を年々と多く社会に送り出せるようになったが、療養期間が長期にわたり職場復帰が困難な上、その就職に至つてはほとんど絶望的な状況におかれていたから、政府において諸官庁、地方公共団体、大企業等における結核回復者の一定率雇用を法的に裏付ける措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第七九九号 昭和三十三年二月十八日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保国立新潟療養所内 山際

広外六百六名

紹介議員 小林 孝平君

生活保護法による基準額は極めて低く健康で文化的な生活などほど遠いものがあるから、(一)一般生活費認定基準を引き上げること、(二)入院患者の生

活扶助額現行六百元を月額千円に引き上げること、(三)遺族年金、厚生年金は収入認定から除去すること、(四)勤労控除を引き上げること、(五)級地を引上げること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第八一七号 昭和三十三年二月十九日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者 東京都渋谷区原宿一ノ

一 佐藤華子

紹介議員 岩間 正男君

現在の保護基準額は昭和二十八年七月の第十三次改訂以来、米の値上り加算が一度行われただけで諸物価の値上りは全く含まれていないものであり、支給される扶助金は半月分の生活費に満たない実情であるから、生活保護基準額を大幅に引き上げるとともに、この際保護世帯多年の念願である、(一)住宅扶助基準額を家賃の実費まで引き上げること、(二)教育扶助基準額を校外授業の費用を含む実費の支給、(三)生活保護法の勤労控除を内職収入も含めて現行の六百元を三千元に引き上げること、(四)お盆と年末に期末手当を一人宛五百円を支給すること、(五)来、参阿院に生活保護世帯実態調査機関を設置すること等の実現を期せられたいとの請願。

第八一八号 昭和三十三年二月十九日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者 東京都渋谷区向山町一

一 水村四郎

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第八四四号 昭和三十三年二月十九日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 東京都豊島区長崎二ノ

一 二敬愛病院内 岡島 誠

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第七九八号と同じである。

第八七二号 昭和三十三年二月二十日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ

二 高安忠次

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第八七三号 昭和三十三年二月二十日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ

一二生活相談全国連絡事務局内 津山国八

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第九〇二号 昭和三十三年二月二十一日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、

八五四国立療養所大日向
庄内 小川正男外六
百八名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第九六二号 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに
関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺
町忍ヶ窪五六八国分寺
病院内 勝島武一

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八二五号 昭和三十三年二月十九

日受理

国立療養所の看護要員増員に関する請
願

請願者 愛知県知多郡大府町国
立愛知療養所内 伊藤
安治

紹介議員 青柳 秀夫君

昨年付添制度が廃止され国立療養所の
看護要員が著しく減少したため看護婦、
補助婦、雑仕等は非常な労働強化とな
り、患者に対する看護内容は極度に低
下しているから、国立療養所の看護要
員を増員せられたいとの請願。

第八四三三号 昭和三十三年二月十九

日受理

東京都世田谷保健所管内に保健所増設
の請願

請願者 東京都世田谷区世田谷
一ノ九三三 西村多吉
紹介議員 藤原 道子君 市川
房枝君 最上 英子君

保健所施設設置基準によると人口十万人
に対して一箇所の割合となっているが、
東京都世田谷保健所管内の人口は三十
三万を超えているにもかかわらず世田
谷保健所一箇所であるために、人口の
密集度の高い地帯の疾病、伝染病予防
の万全を期することができず、また面
積が広大のため保健所との往復に不便
をきたし、区民の保健は常におびやか
されている現状であるから、すみやか
に世田谷保健所管内に保健所増設の方
について善処せられたいとの請願。

第九一四号 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等
に関する請願

請願者 東京都北多摩郡大和町
奈良橋大和病院内 風
岡隆藏

紹介議員 島 清君

昨年夏以来、新聞紙上では神武以来の
好景気、社会保障の拡充という文字が
大きく浮び出されているにもかかわらず、
長期入院患者の療養生活はその窮
状見るに耐えないものがあるから、
(一)生活保護法の基準をFIESの七
〇パーセントに引上げること、(二)長
期入院結核患者の生活扶助六百元を二
千円に、勤労除を除き二千元に、住宅扶
助を千八百円にそれぞれ増額すること
(三)遺族年金と厚生年金は生活保
護の収入認定から除くこと、(四)生活
保護法患者の生活を破壊し人権を無視
した秘文書を撤回すること等の措置を
講ぜられたいとの請願。

第九一三三号 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等
に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町
野坂 飯塚西治外九十九
六名

紹介議員 島 清君

結核回復者後保護の問題は、治療予
防とともにわが国結核対策の重要な課
題となつてゐるから、(一)アフター・
ケア入園期間を二年にすること、
(二)政府、官庁公社大経営等の職場に

請願者 東京都中野区江古田四

ノ一、五五四中野江古田宅
療友会内 今里留吉
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第九一四号 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等
に関する請願

請願者 東京都大田区大森八ノ
四、〇五一 吉川俊

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第九一三三号 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げ等
に関する請願(四通)

請願者 東京都足立区千住高砂
町八九 中里俊夫外三
百四十七名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第八四五号と同じである。

第八四六号 昭和三十三年二月十九

日受理

結核後保護施設入園者の処遇に関する
請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町
野坂 飯塚西治外九十九
六名

紹介議員 島 清君

結核回復者後保護の問題は、治療予
防とともにわが国結核対策の重要な課
題となつてゐるから、(一)アフター・
ケア入園期間を二年にすること、
(二)政府、官庁公社大経営等の職場に

結核回復者を含めた身体傷害者の一定
比率の雇用を法制化すること(三)、アフ
ター・ケア入園者にも住宅の優先
割当を適用すること、(四)結核回復者
に対する生業資金の貸付制度を設ける
こと、(五)結核回復者コロニーを国費
で設けること、(六)生活保護の最低基
準額を引き上げること、(七)アフター・
ケア入園施設に対する国庫補助を増
額すること等の措置を講じ結核回復者
の社会復帰を図られたいとの請願。

第八九八号 昭和三十三年二月二十

日受理

身体傷害者手帳の交付基準拡大に関す
る請願

請願者 群馬県渋川市金井二、
八五四国立療養所大日
向庄内 小川正男外四
百七十四名

紹介議員 大和 与一君

すべての身体傷害者が、その障害を克
服して更生できるよう身体傷害者手帳
交付基準を拡大せられたい。とくに、
肺結核患者に対する交付については特
段の配慮をせられたいとの請願。

第九〇一號 昭和三十三年二月二十

日受理

生活保護予算増額に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三
ノ一、一六一国立中野
療養所内 大沼涉
紹介議員 山本 経勝君

昭和三十三年度一般会計歳出予算中
「生活保護費」の対象人員を前年度に比
して十パーセント減少するものと見込
まれているが、これは首肯し難く、む
しろ増大するものと推定されるから、
最少限前年同数以上の対象人員を見込

まれたい。また生活保護法の定める生
活基準額を五パーセントから六・五
パーセント増額され、母子家族特別手
当を新設されたのは感謝するが、基準額
はなお低く、このため結核患者にとつ
ては、入院加療中の一部負担が限度を
超え、また退院後は医学的に無理な早
期労働を余儀なくされている実情にあ
るから、生活基準額を現行の十五パー
セント増まで引き上げられることも
に、單身併給入院者の現行生活扶助費
も六百元から千円に引き上げられたい
との請願。

第九〇三號 昭和三十三年二月二十

日受理

国立療養所施設増額に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、
八五四国立療養所大日
向庄内 小川正男外四
百七十八名

紹介議員 大和 与一君

全国国立療養所の九十パーセントは老
朽施設といわれ、病室はもとより医療
施設にも不備な点が多く、医療従事員
は十二分に技術の發揮もできず、また、
療養患者も不便を感じているから、国
立療養所の施設関係費の増額を図られ
たいの請願。

第九〇四號 昭和三十三年二月二十

日受理

結核予防予算増額に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、
八五四国立療養所大日
向庄内 小川正男外五
百四十九名

紹介議員 大和 与一君

結核が個人的にも社会的にも害を及ぼ
すことを防止し、もつて公共の福祉を

増進するため、現代結核医学が最高度に受けられるようこれに要する諸費用を全額国庫負担とせられたい。そのために結核予防予算を大幅に増額せられたいとの請願。

第九〇五号 昭和三十三年二月二十日受理
国立療養所の軽快作業ベッド内容充実等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 小川正男外五百四十六名

紹介議員 大和 与一君

長足に進歩した結核医学の恩恵を受けた作業療法段階に到達した患者が社会復帰しても再発（現在入院退院基準等の制限があるため再発して再入院する者が多い）しない様完全な治療体系を確立するため国立療養所における作業療法の内容を充実しその期間を一年（現在六箇月）に延長せられたいとの請願。

第九五九号 昭和三十三年二月二十一日受理

国立療養所の軽快作業ベッド内容充実に関する請願

請願者 東京都調布市小島町一七ノ一東京都患者同盟北多摩分会内 高橋善之介

紹介議員 重盛 壽治君

結核療養所、病院に入院している多くの患者は、作業療法を受けずに退院し再発して、再入院した患者であるという実態は、回復期に達した結核患者にとって予後療法としての作業療法がいかに大切なことであるかを物語っているが、現在予算的な面から、作業療法

の期間縮少又は廃止の方針がとられていることは亡国病といわれる結核の防止対策の見地からいって、はなはだしき暴挙であるから、結核回復期の患者に絶対に必要な作業療法をむしろ充実し整備せられたいとの請願。

第九〇六号 昭和三十三年二月二十日受理

結核回復者の就職等確保に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 小川正男外五百四十九名

紹介議員 大和 与一君

結核医学の恩恵を受けて健康を回復した者が一日も早く生産社会に復帰できるように、その住宅の優先割当と就職については強制雇用が一日も早く実現するための措置を講ぜられたいとの請願。

第九六五号 昭和三十三年二月二十一日受理

結核回復者の就職確保に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国分寺町志ヶ窪五六八国分寺病院内 勝島武一

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第七九八号と同じである。

第九六六号 昭和三十三年二月二十一日受理

結核回復者の就職等確保に関する請願

請願者 東京都足立区千住高砂町八九 中里俊夫外三百七十六名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第九〇七号 昭和三十三年二月二十日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養者に生活費支給の請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 小川正男外五百九十七名

紹介議員 大和 与一君

未帰還者留守家族等援護法による療養者は引揚復員以来長期療養生活のため、療養中の生活費（身の廻り品購入費）に困窮しているから、これ等の者に生活費が支給できるように国会においてその予算措置を講ぜられたいとの請願。

第九〇八号 昭和三十三年二月二十一日受理

未帰還者留守家族等援護法による療養者の入院費一部負担撤廃に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 小川正男外五百八十一名

紹介議員 大和 与一君

未帰還者留守家族等援護法により療養中の入院患者で、傷病恩給受給者は、入院中の食費として一部負担金を徴収されているが、現在傷病恩給は物価に比較して少く、極めて少額のなかから月々入院費を納めるのではせつかつの傷病恩給もその効果がうすらいでしまふから、これら療養者の入院費の一部負担金徴収を撤廃せられたいとの請願。

第九五七号 昭和三十三年二月二十一日受理

失業対策事業就労者に寒冷地補給金支給の請願

失業対策事業就労者に寒冷地補給金支給の請願

請願者 岩手県議会議長 内村 一三

紹介議員 鶴見 祐輔君

東北地方の家庭においては、十一月から三月までの五箇月間に要する薪炭費が他の温暖地方に比して月千円から千五百円上回る実情であるにもかかわらず、失業対策事業に就労する日雇労働者の賃金が全国平均賃金二百八十六円にも達せず、岩手県のことでは実に全国最低の二百二十五円という有様であるため、当地方日雇労働者の生活は極度の困窮をきたしているから、十一月から翌春三月まで寒冷地補給金として、一日五十円ずつ支給するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第九六〇号 昭和三十三年二月二十一日受理

結核医療費全額国庫負担制度の立法化に関する請願

請願者 東京都調布市小島町一七ノ一東京都患者同盟北多摩分会内 高橋善之介

紹介議員 重盛 壽治君
三十二年度国家予算において、結核の検診費が全額国庫負担となつていて、これは結核対策の重要性から見るとまだ第一歩をふみ出した程度のものであつて、全国二百九十二万人の結核患者のうち、入院治療を要する患者百三十七万人が、結核用病床四万にも及ぶ現状にもかかわらず、なおかつ入院治療をなし得ない実情から考えると、どうしても患者が不安なく治療を受けられるようにする施策こそ最重要事と断定せざるを得ないから、結核医療費の全額国庫負担制度を十分なる予算の裏付けをもつて立法化するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第九六一号 昭和三十三年二月二十一日受理

生活保護法による医療扶助のひきしめ反対の請願

請願者 東京都南多摩郡多摩村和田厚生診療所内 大黒輝夫

紹介議員 重盛 壽治君

昭和三十一年六月の全国保護課長会議における「生活保護法による医療扶助の適正実施について」の指示に基いて、東京都では昭和三十一年八月十五日付で民保護発第八三九号の秘文書を発したが、これによつて被保護者並びに結核患者の間に多くの問題と不安をまきおこしているから、この指示を即刻取消し、健康で文化的な最低生活を保障し、自立を助長するという立場に立つて保護の実施を行われたいとの請願。

第九六四号 昭和三十三年二月二十一日受理

結核後保護施設の拡充等に関する請願

請願者 東京都調布市小島町一七ノ一 高橋善之介

紹介議員 重盛 壽治君

回復期の結核患者にとつて最も大切な後保護施設の拡充強化を図るために、（一）国庫補助による後保護施設の増設、（二）結核治療体系の中で後保護を法的に認め、健保や生保による医療扶助で入所できるような内容の後保護法を制定すること、（三）後保護施設に対する国庫補助率の増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九七一号 昭和三十三年二月二十

一日受理

国立療養所の完全給食及び完全看護に
関する請願

請願者 東京都調布市小島町一

七ノ一 高橋善之介

紹介議員

重盛 壽治君

現在社会保険及び生活保護法に基く医
療扶助の医療給付における完全給食並
びに完全看護制度は、いまだ極めて不
充分、かつ、不完全な状態にあり、国
立療養所に入所中の患者は誠に不安、
かつ、不便なものがあるから、すみや
かにこれらの完全なる実現を図られた
いとの請願。

第九七二号 昭和三十三年二月二十

一日受理

附添看護制度廃止反対に関する請願
請願者 東京都調布市小島町一

七ノ一 高橋善之介

紹介議員

重盛 壽治君

附添看護制度が廃止されることになれ
ば、看護力の低下はもとより重症患者
はその生存権をも奪われる結果となり
まことに憂うべき状態を招来すること
になるから、現在通りこれを存続せら
れたいとの請願。

三月四日予備審査のため、本委員会に
左の案件を付託された。

一、健康保険法の一部を改正する法
律案(衆)

一、船員保険法の一部を改正する法
律案(衆)

一、美容師法案(衆)

健康保険法の一部を改正する法律
案

健康保険法の一部を改正する法
律

健康保険法(大正十一年法律第七

第七部 社会労働委員会第五号

昭和三十三年三月五日【参議院】

十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「ニシテ常時五人以上
ノ従業員ヲ使用スルモノ」を削る。
第七十条を次のように改める。

第七十条 国庫ハ政府ノ管理スル健
康保険事業ニ付其ノ保険給付ニ要ス
ル費用ノ百分ノ二十ヲ負担ス

国庫ハ前項ノ費用ノ外毎年度予算
ノ範囲内ニ於テ健康保険事業ノ事
務ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第七十条ノ二第一項中「健康保険
組合ニ対シテ」を「前条第二項ノ規定ニ
依リ健康保険組合ニ対シテ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律中健康保険法第七十条
及び第七十条ノ二の改正規定並び
に附則第四項及び附則第五項の規
定は、昭和三十三年四月一日か
ら、その他の規定は、昭和三十三年
一月一日から施行する。

(保険料額及び負担割合の特例)

2 政府の管理する健康保険におい
ては、当分の間、常時五人未満の
従業員を使用する事業所又は事務
所に係る保険料額及び保険料の負
担については、健康保険法第七十
一条第二項中「ヲ乗ジテ得タル額」
とあるのは「ヲ乗ジテ得タル額ノ
四分ノ三ニ相当スル額」と、同法
第七十二条中「各保険料額ノ二分
ノ一」とあるのは「夫々保険料額ノ
三分ノ二及三分ノ一」と読み替え
るものとする。

(当分の間の国庫負担)

3 国庫は、当分の間、政府の管理
する健康保険事業の執行に要する
費用につき、改正後の健康保険法
第七十条に規定するもののほか、

前項に規定する事業所又は事務所
に係る事業主が同項の規定により
負担する保険料額に相当する額を
負担する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

4 厚生保険特別会計法(昭和十九
年法律第十号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条中「保険料」の下に、「一般
会計ヨリノ受入金」を加える。

(行政機関職員定員法の一部改正)

5 行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第二百六号)の一部を
次のように改正する。

第二条第一項の表の厚生省の項
中「本省 四三、七〇六人」を「本
省 四三、七二七人」に、合計の
項中「六四三、九七四人」を「六四
三、九八五人」に改める。

船員保険法の一部を改正する法律
案

船員保険法の一部を改正する法
律

船員保険法(昭和十四年法律第七
十三号)の一部を次のように改正す
る。

第五十八条第一項中「療養ノ給付、
療養費、家族療養費、傷病手当金、
分給費、出産手当金、育児手当金、
配偶者分給費、葬祭料、家族葬祭料
及」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一
日から施行する。

美容師法案

美容師法

(目的)

第一条 この法律は、美容師の資格

を定めるとともに、美容の業務が
適正に行われるように規律し、も
つて公衆衛生の向上に資すること
を目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「美容」とは、パー
マントウェーブ、結髪、化粧等
の方法により、容姿を美しくする
ことをいう。

2 この法律で「美容師」とは、都道
府県知事の免許を受けて美容を業
とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは美容の
業を行うために設けられた施設を
いう。

(免許)

第三条 第四条に規定する美容師試
験に合格した者は、都道府県知事
の免許を受けて美容師になること
ができる。

2 美容師の免許は、精神病者又は
てんかんにかかっている者には、
与えない。

3 この法律に定めるもののほか、
美容師の免許に關して必要な事項
は、政令で定める。

(美容師試験)

第四条 美容師試験は、都道府県知
事が行う。

2 美容師試験は、学校教育法(昭
和二十二年法律第二十六号)第四
十七条に規定する者であつて、厚
生大臣の指定し、美容師養成施設
において厚生省令で定める期間以
上美容師たるに必要な知識及び技
能を修得した後、一年以上の実地
練習を経たものでなければ受ける
ことができない。

3 美容師養成施設は、次の各号に

掲げる養成課程の全部又は一部を
設けるものとする。ただし、通信
課程は、昼間課程又は夜間課程を
設ける美容師養成施設に限つて、
設けることができる。

一 昼間課程

二 夜間課程

三 通信課程

4 厚生大臣は、政令の定めるところ
により、第二項に規定する美容
師養成施設の指定に關する事務の
一部を都道府県知事に委任するこ
とができる。

5 第一項から第三項までに定める
もののほか、美容師試験、美容師
養成施設その他第一項から第三項
までの規定の施行に關して必要な
事項は、政令で定める。

(登録)

第五条 都道府県に美容師名簿を備
え、美容師の免許に關する事項を
登録する。

2 前項に定めるもののほか、美容
師の登録に關して必要な事項は、
厚生省令で定める。

(無免許営業の禁止)

第六条 美容師でなければ、美容を
業としてはならない。

(美容所以外の場所における営業
の禁止)

第七条 美容師は、美容所以外の場
所において、美容の業をしてはな
らない。ただし、政令で定める特
別の事情がある場合には、この限
りでない。

(美容の業を行う場合に應ずべき
措置)

第八条 美容師は、美容の業を行う

ときは、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具を清潔に保つこと。

二 皮膚に接する布片を客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客一人ごとに消毒すること。

三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

第九條 美容師は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行政庁が行う健康診断を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の健康診断の結果その美容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

(免許の取消及び業務の停止)

第十條 都道府県知事は、美容師が、第三條第二項に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條第一項の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

2 都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

(美容所の位置等の届出)

第十一條 美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

(美容所の使用)

第十二條 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三條の措置を講ずるに適當の旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

(美容所について講ずべき措置)

第十三條 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 常に清潔に保つこと。

二 消毒設備を設けること。

三 採光、照明及び換気を充分にすること。

四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

(立入検査)

第十四條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該美容所に、美容所に立ち入り、第八條又は前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により当該美容師が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

(閉鎖命令)

第十五條 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三條の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第九條第二項若しくは第

十條第一項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八條の規定に違反したときも、前項と同様とする。

ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相當の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

(処分の理由の通知等)

第十六條 都道府県知事は、第九條第二項、第十條又は前條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、井明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(美容師又は美容所の開設者の会)

第十七條 美容師又は美容所の開設者は、会を組織して、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

(罰則)

第十八條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反した者

二 第九條第二項又は第十條第一項の規定による業務の停止処分を違反した者

三 第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十二條の規定に違反して美容所を使用した者

五 第十五條の規定による美容所の閉鎖処分を違反した者

第二十條 第十四條第一項の規定による当該美容師の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九條第三号から第五号まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

(読替規定)

第二十二條 第九條第二項、第十條第一項(美容師の免許を取り消す場合を除く)、第十一條、第十二條、第十四條第一項、第十五條及び第十六條(美容師の免許の取消に係る場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基づく政令で定める市にある「市長」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前、附則第十二項の規定による改正前の美容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)以下附則第四項から附則第八項まで、附則第十三項及び附則第十四項において「旧法」という、理容師法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百五十一号)附則第二項、理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第三項若しくはこの法律の附則第十五項の規定による改正前の理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の規定によりなされた美容師の免許又は旧法の規定によりなされた美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許又は美容師の試験若しくは登録、美容師の業務停止、美容所の構造設備に係る検査若しくは確認、美容所の閉鎖処分その他の処分とみなす。

3 この法律の施行の際、現に理容師美容師法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十九号)附則第二項の規定により美容師の免許を受けることのできる資格を有する者は、第三條の規定の適用については、第四條に規定する美容師試験に合格した者とみなす。

4 この法律の施行前旧法第三條の規定により厚生大臣の指定した美

容師養成施設又は旧法第三条の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。

5 この法律の施行前旧法第八号第三号又は第十二条第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八号第三号又は第十三条第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6 この法律の施行前にした旧法第八号、第九号又は第十二条の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八号、第九号第一項又は第十三条の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二百六十六号）の施行後においてした旧法第十四条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、法律の施行後においてしたこの法律の第十五条第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。

8 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一条第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

9 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日から引き続き美容所を開設している者であ

り、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二条の規定は、適用しない。

10 この法律施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四条第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

12 理容師美容師法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法

第一条第三項中「理容を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう」を「理容を業とする者をいう」に、同条第四項中「施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう」を「施設をいう」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「前二条を」と「第二条」に改め、「又は美容師養成施設」を削る。

第五条第一項中「及び美容師名

簿」及び「及び美容師を、同条第二項中「又は美容師」を削る。

第六条第二項を削る。

第六条の二中「又は美容師及び又は美容所」を削る。

第七条中「又は美容師」を削る。

第八条中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。

第九条中「又は美容師」を削り、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の健康診断の結果その理容師の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

第十条中理容師又は美容師が「を」理容師が、「に、」前条を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、理容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

第十一条第一項中「又は美容所」を削り、「従業者の数」を「従業者の氏名」に改め、同条第二項中「又は美容所及び若しくは美容所」を削る。

第十一条の二及び第十二条中「又は美容所」を削る。

第十三条第一項中「又は美容所に立入」を「に立ち入り」に改める。

第十四条第一項中「又は美容所」、「若しくは美容師」、「若しくは美容所」及び「若しくは美容」を削り、「第十条」を「第九条第二項若しくは第十条第一項」に改め、

同条第二項中「又は美容所」及び「又は美容師」を削る。

第十四条の二中「第十条」を「第九条第二項、第十条」に改める。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三 理容師又は理容所の開設者は、会を組織して、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができ、

二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、理容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、理容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

第十四条の四 第六条の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第十五条第一号中「第六号又は」を削り、同条第二号中「第十条」を「第九条第二項又は第十条第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「又は美容所」を削る。

第十七条の二中「第十条理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。」を「第九条第二項、第十条第一項（理容師の免許を取り消す場合を除く。）に（理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。）中」を（理容師の免許の取消に係る場合を除く。）中」に改める。

（旧法の改正に伴う経過規定）

13 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為につき理容師が刑に処せられた場合については、改正後の理容師法第十条第二項の規定は、適用しない。

14 この法律の施行前にした旧法第六号第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理容師法特例の一部改正）

15 理容師法特例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

理容師法及び美容師法の特例に関する法律

第一条中「理容師美容師法」を「理容師法」に、「第三条」を「美容師法（昭和三十三年法律第 号）第三条」に改める。

第二条中「理容師美容師法第二条又は第三条」を「理容師法第二条又は美容師法第三条」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

16 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号中「理容師養成施設の下に」及び「美容師養成施設」を加える。

（地方自治法の一部改正）

17 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

容師又は美容師の試験、養成施設及び免許を「理容師試験、理容師養成施設及び理容師の免許」に、「理容師又は美容師について」を「理容師について」に改め、「又は美容所」及び「又は美容」を削り、同号二十四の次に次のように加える。

(二十四の二) 美容師法(昭和三十三年法律第 号)及びこれに基く政令の定めるところにより、美容師試験、美容師養成施設及び美容師の免許に関する事務を行い、美容師について健康診断を実施し、美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。

別表第四第一号(十)中「理容師美容師法」を「理容師法」に改め、「又は美容所」を削り、同号十の次に次のように加える。

(十の二) 美容師法の定めるところにより、美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして美容所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(地方税法の一部改正)

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条中「十八 理容業」を「十八 理容業
十八の二 美容業」に改める。

昭和三十三年三月九日印刷

昭和三十三年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局